

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成20年3月24日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	中 村 定 志 議員	4番	杉 浦 光 男 議員
5番	榊 原 杏 子 議員	6番	山 盛 左 千 江 議員
7番	三 浦 桂 司 議員	8番	平 野 龍 司 議員
9番	山 田 英 明 議員	10番	村 山 金 敏 議員
11番	石 橋 敏 明 議員	12番	伊 藤 清 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	一 色 美 智 子 議員
15番	松 山 廣 見 議員	16番	平 野 敬 祐 議員
17番	安 井 明 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	20番	坂 下 勝 保 議員
21番	月 岡 修 一 議員	22番	石 川 清 康 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 嶌 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 嶌 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋芳行君 企画政策課長 横山孝三君
兼下水道課長
財政課長 加藤隆之君 代表監査委員 古橋洋一君
監査委員事務局長 近藤伸之君

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- 議案第1号 平成20年度豊明市一般会計予算について
議案第2号 平成20年度豊明市国民健康保険特別会計予算について
議案第3号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計予算について
議案第4号 平成20年度豊明市土地取得特別会計予算について
議案第5号 平成20年度豊明市墓園事業特別会計予算について
議案第6号 平成20年度豊明市老人保健特別会計予算について
議案第7号 平成20年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について
議案第8号 平成20年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について
議案第9号 平成20年度豊明市介護保険特別会計予算について
議案第10号 平成20年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第12号 市道の路線認定について
議案第13号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第14号 豊明市老人医療費助成条例の廃止について
議案第15号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第16号 豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第17号 豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正について
議案第18号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第19号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について
議案第20号 豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第21号 豊明市道路占用料条例等の一部改正について
議案第22号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
議案第23号 平成19年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について
議案第24号 平成19年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につ

いて

議案第 25 号 平成 19 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 26 号 平成 19 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について

議案第 27 号 平成 19 年度豊明市墓園事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 28 号 平成 19 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)について

議案第 29 号 平成 19 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について

議案第 30 号 平成 19 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 31 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号 中高層建築物等建築計画事前協議書の承認審査再調査についての請願

(4) 議案上程・提案説明・質疑

議案第 32 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について

6. 本日の会議に付した案件

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第1号から議案第 10 号まで及び議案第 12 号から議案第 31 号まで

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号

(4) 議案上程・提案説明・質疑・討論・採決

議案第 32 号

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

平野敬祐議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

本日午前9時より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局から議案第 32 号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、提案説明・質疑を行った後に委員会付託を省略して、本日直ちに討論・採決を行うことといたしました。

なお、本定例会の告示日以降にお手元に配付されております陳情書が郵送されてまいりましたので、その取り扱いについて協議をいたしました。

その結果、申し合わせに従い、本日の諸報告で参考配付することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

お手元に配付いたしましたとおり、本定例会告示日以降に陳情書の郵送がありましたので、申し合わせに従い参考配付といたします。

続いて、ご報告いたします。

去る3月 11 日付で提出されていた議案第1号に対する修正議案は、提出議員より取り下げの申し出があり、議長においてこれを許可いたしましたので、報告をいたします。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第1号から議案第 10 号までと議案第 12 号から議案第 31 号までの 30 議案を一括議題といたします。

各委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに平野敬祐総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.5 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

議長より指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました議案の審議

内容と結果についてご報告を申し上げます。

3月12日午前10時より総務文教委員全員と市長以下関係職員出席のもと、付託議案を審議いたしました。

まず、議案第1号 平成20年度豊明市一般会計予算のうち、本委員会所管部分についてを議題としました。

歳出については款別、所管別に区分し、当局から主要事業の概要と昨年と変更のあった部分を、あわせて関係する歳入について簡潔に説明を受け、その後、質疑に入り、討論については最後に一括して行うこととしました。

初めに、1款 議会費であります。

主な質疑と答弁は、議会費の予算は要求どおりか。会派会議で調査旅費について協議されたが、どうであったかの問いに、要求どおりに上程されています。

調査旅費については、会派会議にて賛成多数で例年どおりとすることと決定があったということです。

次に、2款 総務費に入りました。

秘書人事人件費の退職手当組合負担金について、20年度以降の負担金はどうなるか。派遣職員負担金について、県職員の派遣を受けないとできないような業務があるのかの問いに、退職手当組合の負担金の率については1000分の15で、19、20年度は同率。平成25年度から1000分の18で、それ以上にはならない予定。

派遣は人材育成基本方針に基づき人材育成を図ることが目的。

次に、人事交流について、派遣で出る職員がいるのか。今回の機構改革は人件費に影響するか。再任用は職員数に入るのか。配置はどこかの問いに、職員派遣については、県との関係は受け入れのみ。再任用については、当初予算の編成の時点では10人で、配置先は児童福祉課、環境課、産業振興課、土木課、消防、学校教育課、社会福祉課等です。

次に、県からの派遣職員の職務内容、補正予算との関係はどうか。再任用職員については、予算書の人件費の一般職員に含まれているかの問いに、派遣職員は経済建設部次長で、土木都市計画担当。県職員の派遣は予算編成後になるので、19年度当初には出てきていない。再任用職員の給料は一般職給の中に含まれている。

次に、あいち電子調達共同システム負担金について、他市では稼働しているところもあるが、本市は準備できているか。毎年幾らかかるのかの問いに、物品に係るものは20年度から本格稼働となり、本市は21年度下期試行に向けて準備しています。20年度は本市は工事に向けて試行していきます。

電子入札が本格実施となっても、電算関係委託料は関連していない。

次に、職員研修委託料について、海外派遣研修は20年度は復活ということか。電算管理事業の職員研修で、電算関係のスキルアップはあるかの問いに、職員の海外派遣研修は次年度、県研修センター主催のものに予算計上をしました。情報システム課ができるの

で、職員研修事業の中に電算関係研修で新たに予算計上をしたものはありません。

次に、財務会計システムが新しくなっているが、メリットはどうかの問いに、19年度から稼働。紙の節減、歳入は電子決裁を行うなどがある。

次に、財務会計システムについて、20年度の拡大メニューはあるか。自動車購入費について、副市長車と聞かすが、市長車としてあるものは残るのか。それはだれが使うのか。廃車するクラウンの処分方法はの問いに、財務会計システムについて、20年度で拡大は予定していない。

自動車購入費については、副市長車のクラウンを廃止して、カローラクラスにする。

市長の市外利用と副市長の兼用として、今の市長車は残る。

処分については、廃車するクラウンは公売を予定している。

次に、土地等借上料の変更についての問いに、第2駐車場の借地料です。

次に、電算関係委託料について、どういう立場の人に委託するのか。職員研修を行ってもらえるか。新しく各課で構築するシステムは、新設の情報システム課でチェックする体制がとれるかの問いに、電算関係委託料について、週1～2日専門家を派遣の予定です。内容は、業務、システムの全体最適化の調査助言、各システムの仕様、見積もりの精査、情報システム課職員のスキルアップ、情報セキュリティ管理の助言を予定している。チェック体制については今後も一層行っていく。

次に、庁舎警備委託料と庁舎管理業務委託料についての問いに、庁舎警備委託料については、本庁舎の警備委託です。平日5時以降、休日、祝日、年末年始の人的1名の常駐予算です。

庁舎管理業務委託料については、分庁舎の管理もあるが、分庁舎の管理は商工会に委託している。

次に、宿日直業務委託料についての問いに、平日5時以降、休日、祝日、年末年始における各種届出受理のための人的1名の常駐をシルバー人材センターに委託する予算です。

次に、庁舎維持管理事業の施設清掃委託料と清掃等委託料についての問いに、施設清掃委託料については、主に清掃に特化した予算。清掃等委託料については、アトリウムの清掃、高架受水槽清掃等が含まれる。

次に、地方譲与税について、2億円余の欠損が出るとすると、一般財源化はどうなるか。財産運用収入の配当金について。職員駐車場使用料の説明を。納期前納付報償金についての説明を。職員研修事業にシェパトン市への派遣は含まれているかの問いに、シェパトン市への職員派遣については、19年度から市民協働課の事業として移管している。

地方譲与税関係については、その動向については注視をしているところです。

配当金は名古屋競馬株式会社の株券によるもの。

職員駐車場使用料については、19年4月から職員組合と協定を結んでいる。

納期前納付報償金については、固定資産税 61%、市県民税 76%を見ている。

次に、徴収事務事業の滞納処分物件評価等委託料について説明をとの問いに、滞納処分物件評価等委託料については、差し押さえたものを公売するため第三者に評価を委託する予算。

次に、所得変動に係る減額措置に伴う還付金について、今回限りか。尾交災事業について、70歳以上の公費負担がなくなるが、どうか。市民税のうち、法人税割に係るものは何社予定しているか。たばこ税の減となる要因は。あいち森と緑づくり税導入準備費交付金について具体的にの問いに、尾交災事業については70歳以上は7,644人で、公費負担382万余です。

所得変動に係る減額措置に伴う還付金については、経過措置で20年度限りの措置。法人数は1,397社。

たばこ税の減となる要因については、健康増進法とtaspoカードの導入が上げられる。あいち森と緑づくり税導入準備費交付金については、広報費用、市のシステム変更費用、チラシに充てるための予算。

次に、法人割税について、実際に入ってくる数は見込めないのかとの問いに、前年度の伸び率を考慮して2%増を見込んでいる。

次に、9款 消防費に入りました。

南部出張所設計等委託料について、内訳をの問いに、工事費を1億6,500万円で見込んでいるので、その額に一定の係数を乗じて計上している。

次に、消防庁舎建設工事費の内訳はの問いに、概算で本体工事が1億3,000万強、電気工事が1,800万程度、空調と管工事が700万程度。駐車場整備、外構工事は本体工事に含んでいる。

次に、昨年12月議会に請願があったが、その後はどうかの問いに、地元には役員会で近隣の方については、既に議会にお渡しをした図面を持参して説明に伺っている。

隣接地に外柵工事等で境界をつくる要望はあったかの問いに、隣地は原則的にさわらない。防音壁という話もありましたが、現況を生かす予定。

次に、基礎工事は600万と聞かすが、どうかの問いに、耐震基準1.25で実施し、防災施設と位置づけてもいるので割高になります。

次に、建設工事費について、実施計画より上がってきたが、坪単価でどれくらい上昇したか。特殊災害車購入費について何の車両か。そしてNOx法による買いかえと聞かすが、除去装置をつけるとかの検討はしたか。車両の処分はどうするかの問いに、実施計画では事務所250平米、車庫と倉庫300平米、平米単価26万で事務所、平米単価15万で車庫と倉庫ということです。

特殊災害車は各災害時の搬送に使用します。特に、水害時では船舶2台を積載します。NOx等の除去装置については、メーカーにも相談したが、装置はつくっていないとのこと。車両の処分については下取りを予定している。

現状の事務所部分、倉庫部分の平米単価は、車両の処分についてはの問いに、単純に

計算すると、平米単価は 25 万 8,000 円です。

次に、車両の処分については、クレーンの部分の乗せかえをし、艀装部分、名称を取り外して廃車を考えており、よって下取りを考えている。

次に、大蔵池公園築造時の県の補助金の返還はどうかの問いに、返還金なしで協議済みです。

次に、平米単価について、同じように計算するとどうなるか。資材の値上げを見込んでの意味は。市の持っている積算単価ではどうかの問いに、事務所と倉庫等と一緒に設計されているので、分離して算出することは困難です。

単価は、当時の一般的な単価で試算しました。

次に、10 款 教育費。

特別支援教育支援業務について、愛教大の支援を具体的に。ポルトガル語通訳業務について、通訳の任用形態はの問いに、愛教大との連携については、内容は昨年と同様です。

ポルトガル語通訳については、1人7時間、243日お願いします。

ポルトガル語通訳について、任用形態の検討はしたかの問いに、ポルトガル語通訳については、賃金という形での雇用を検討しました。

次に、各小学校営繕工事費について、耐震工事で資材の高騰を見込んであるかの問いに、栄、唐竹小学校の校舎及び三崎小学校の屋内運動場の耐震補強工事設計を 19 年度で行っているが、変わりはないと思う。

次に、図書館資料購入費について、図書推進計画との整合性はどうかの問いに、リクエストは県内各図書館のインターネットで予約をかけるなど、工夫して対応していく。

次に、中学生海外派遣事業委託料について、18人が12人になるが、1人当たりの費用と保護者負担はの問いに、1名当たり30万を予定しています。負担はその半額です。

次に、減額の理由があるが、その額は耐震工事費のどの部分に回ったかの問いに、各小学校営繕工事費のうち、耐震工事費の一部。

次に、中学生海外派遣事業について、昨年と今年で負担金が違うが、今年も18人行くとどうなるかの問いに、オーストラリアに行く運賃、レートが上がってきているので、その差はありと理解している。

次に、給食センター活動事業のうち、残飯回収配送委託料について、生ごみ堆肥化の検討は進んだかの問いに、検討はしているが難しいです。

次に、スポーツ教室受講料について説明をの問いに、アスベスト工事で体育館が使用できない期間は学校施設を使用したりして開催しました。

12 款 公債費から 14 款 予備費に入ります。

公債比率について、今年と来年の見込みはどうかの問いに、公債比率の 16、17、18 年度の平均は 10.1 です。次年度は確定していない。

質疑を終結し討論に入りました。

消防の南部出張所は地元と十分な協議もなく実施している。安易な場所を求めたことによるものであり、公園面積の確保を求めておく。中学生海外派遣事業は 18 人が参加できるよう要望して賛成する。

全体として節減、削減と苦渋のところが見えるが、市民の負担も出ている。大事なことは何かで削減して、なお市民の満足度を下げないことで、削減した分を何にするかを求めなければいけない。議会費についても海外行政視察の対象者がいなくても予算計上されていることは残念。全体を見て努力を認めるものもあるが、まだ市民に十分ではない。財政難を乗り切るところまでの心構えが見えない。よって反対する。

財政厳しい中で予算を見てきたが、補助金を始め削減、中止等があるが、こういう状況の中では見直すものは見直しをせざるを得ない。当初予算はおおむね妥当な方向と思う。要望として一言いうと、中学生海外派遣は 18 人で成果が出て、12 人で成果が出ないともいえない。住民サービスの低下を招かないように努力していただくことを望み、賛成討論とする。

討論を終結し採決の結果、議案第 1 号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、各課におきまして長期継続契約についての具体的な質問もございましたが、それについて答弁がございましたことを申し添えます。

次に、議案第 4 号 平成 20 年度豊明市土地取得特別会計予算についてを議題としました。

質疑・討論はなく、議案第 4 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題としました。

主な質疑と答弁であります。

この条例による対象者数はどれくらいか調査したか。職場の環境整備はどうか。代替者の確保や登録状況はどうか。今後の方向はの問いに、申請可能な職員は 85 人です。保育園等の保育士には説明をしています。職場の環境整備の策については、現在のところ考えていない。臨時職員登録制度に移行し充足していく。この制度は 20、24、25 時間等で、正規職員の半分程度の勤務時間となる。この制度は残り半分は短時間勤務職員の雇用が可能なので、補完する職員は増えると思う。

質疑を終結し討論に入りました。

制度改正に伴って考えていくこと、趣旨を反映するよう要望して賛成討論とする。

議案第 13 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題としました。

質疑・討論はなく、議案第 15 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

次に、議案第 16 号 豊明市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題としました。

質疑と討論は、行政改革にも特殊勤務手当の見直しとあったが、これですべて終了ということかの問いに、特殊勤務手当については、この条例の一部改正で終了ということになります。

質疑を終結し討論はなく、議案第 16 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 17 号 豊明市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題としました。

旅費を削減して年間どれくらいの額が浮くのかの問いに、600 万円ほどです。

質疑を終結し討論はなく、議案第 17 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分についてを議題としました。

主な質疑と答弁は、私立幼稚園就園奨励費補助金について何人分か。社会教育費に関連して、南部公民館長は今年は正規職員で、来年度は再任用職員となっているが、どういった事情での配置かの問いに、私立幼稚園就園奨励費補助金については、幼保の園児数は 16 年度の 2,102 名をピークにして減少している。19 年度は 0.9%の減少であります。幼稚園児は、平成 19 年度 18.3%の減少が見られます。

館長は 19 年度は職員OBが退職していなくなったので、正規職員を人事配置で充てた。

次に、公立学校施設整備費補助金について、多目的スペースの補助対象増によることだが、なぜ今回からか。市債のうち農村振興総合整備事業について、対象にならなくなったものがあるのかの問いに、公立学校施設整備費補助金については、今回沓掛小学校の多目的スペース 348 平方メートルが、資格面積の中で 60%あるので対象となりました。

農村振興費は当初事業 7,400 万円でありましたが 50 万円減少、市債も 40 万円減となりました。土地改良事業で事業の減額によるものです。

次に、公立学校施設整備費補助金について、工事の内容が変わったのか、費用が変わったのかの問いに、当初は多目的スペースを入れていませんでした。今回、認められたということです。

質疑を終結し討論はなく、議案第 23 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号 平成 19 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてを議題としました。

質疑・討論はなく、議案第 26 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

以上で報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて山田英明厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.7 ○厚生常任委員長(山田英明議員)

それでは、議長のご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました議案についての審議経過と審議結果をご報告いたします。

平成 20 年 3 月 13 日午前 10 時より全厚生常任委員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

それでは、主な審議事項についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第 1 号 平成 20 年度豊明市一般会計のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

本案の進め方について、既に予算説明会で一応の説明を受けていたため、各所管課別に区分して、昨年との相違点や主要事業の概要について簡潔に説明を受け、質疑を行い、討論については最後に一括して行うこととしました。

初めに、市民協働課の所管部分の説明の後、質疑に入りました。

豊明まつり、環境フェア、NPOフェスタはどのようになるのかの質疑に対して、検討委員会で検討中です。行政が直営で行うものは廃止、環境フェアは中止、NPOフェスタは実施しますとの答弁がありました。

次に、市民課の所管部分の説明の後、質疑に入りました。

火葬場等使用委託事業について、火葬場の使用件数は。また、いつまで施設が使用できるのかの質疑に対して、年 470 人から 500 人が死亡しており、そのうち知立を利用するのは 250 人と見込んでいます。耐震工事をやられたので、当分の間は使用できると思いませんとの答弁がありました。

次に、社会福祉課の所管部分の説明の後、質疑に入りました。

社会福祉協議会運営費補助金について、派遣の人員費は幾らか。また、派遣する理由は。予算はどうなるのか等々の質疑があり、市職員の人員費を含め昨年度とほぼ同額です。派遣については、社会福祉協議会からの依頼によるもので、数年後にはひとり立ちをしてもらうことを考えています。

収益を得て、それを資金とするような組織ではないので、運営費補助金は出していきますとの答弁がありました。

次に、保険年金課の所管部分の説明の後、質疑に入りました。

後期高齢者医療事業について、初期投資はの質疑に対し、19年度電算関係で4,400万円ほど。内訳として国保の後期高齢者1,900万円、後期高齢者の電算で2,400万円、事務的経費は職員が対応していますとの答弁がありました。

次に、高齢者福祉課の所管部分の説明の後、質疑に入りました。

福祉ベル設置事業について、火災報知器の設置率は、5月までではなく、期限を切らずに予算を確保しなかったのかなどの質疑に対し、19年度は105件設置しています。

法で定めた期限までは、福祉ベル設置事業で行い無料です。6月1日以降は日常生活用具給付事業で対応しますとの答弁がありました。

次に、児童福祉課の所管部分の説明の後、質疑に入りました。

家庭相談員補助について、20年度は復活するのかの質疑に、家庭相談員は2名体制で、現在のスタッフでまいます。今後は再任用についても検討していきますとの答弁がありました。

次に、健康課の所管部分の説明の後、質疑に入りました。

不妊検査及び不妊治療等助成金について、対象者数はの質疑に、2月現在で16件の申請がありましたとの答弁があり、成人病診断等委託料の減額理由は、保健センターの質、内容、受診者負担の変更はの質疑に、基本健診は特定健診に変わります。35歳から39歳健診、75歳以上は変更はありません。がん検診の国保の有料化による関係で、減額となりましたとの答弁がありました。

次に、環境課の所管部分の説明の後、質疑に入りました。

し尿汲み取り委託料について、実態に合わないと思う。し尿収集臭気対策委託料について、金額に変動がないがの質疑に、実態調査をしました。作業効率が実態にそぐわないため、実態に合わせた発注を行いましたとの答弁がありました。

し尿収集臭気対策は、収集の際、脱臭剤を入れて臭気を取るものです。

生ごみ減量推進事業委託料の内訳は。委託先はの質疑に、分別収集及び運搬業務委託の1,600万円と堆肥センターでの堆肥化委託の1,300万円です。

トヨタケユニティーとJAあいち尾東ですとの答弁がありました。

廃食用油燃料の利用でガソリン代の減につながっているのかの質疑に、パッカー車2台分の燃料になっており、その分燃料代は減となっていますとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

厳しい財政の中、苦慮したと思われる。我々の声を真摯に受けとめ、予算執行に努められることをお願いして賛成とします。

子育て支援、安心して生み育てる環境整備など市民の生活を第一に考え、予算執行していただくことをお願いして賛成とします。

歳出を抑制している。社会福祉協議会を自立させなければならないと言いながら、人件費を補助している。長期継続契約については削減の余地がある。OB、再任用、臨時職員をどこにあてがうか姿勢が見えてこない。火災報知器設置について、期限を切って行うこ

とに理解ができない。希望があればその後も対応することを指摘して反対とします等々の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第2号 平成20年度豊明市国民健康保険特別会計予算についてを審議いたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

特定健康診査等事業について、従来と比較してどのように変わったのかの質疑に、19年度は1,430万円ほど廃止し、調整交付金があり、460万円の持ち出しです。20年度は特定健診で4,700万円支払い、国・県からの負担金、調整交付金が2,500万円、差引2,000万円ほどの持ち出しとなりますとの答弁がありました。

全体の縮小額は、健診メニューはの質疑に、ミニドック450万円、成人予防1,000万円の削減です。

変わりません。クレアチンは前年度と比較して減っていますとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

制度が変わるはざまになる。特定健診について、全体の事業費が減った。何のための特定健診なのか。予防、健診予算が減る。市民の健康増進のため努力してほしい。また保健センターと連携を密にしてしっかりやってほしい。賛成としますとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第2号 平成20年度豊明市国民健康保険特別会計予算については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号 平成20年度豊明市墓園事業特別会計予算についてを審議しました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく採決に入りました。

採決の結果、議案第5号 平成20年度豊明市墓園事業特別会計予算については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号 平成20年度豊明市老人保健特別会計予算についてを審議いたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第6号 平成20年度豊明市老人保健特別会計予算については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号 平成20年度豊明市介護保険特別会計予算についてを審議いたし

ました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

昨年までの認定支援システムは、保守委託料に入っているのか。介護保険事業計画等策定業務委託料と19年度介護保険事業計画見直し業務委託料とどこが違うのかの質疑に対して、認定支援システムは現在使用しており、5年間保守委託料に計上しました。

昨年度の見直しは、主にアンケート調査を行いましたとの答弁があり、歳入について給付が減ったため、歳入を圧縮したのか。保険料が減ったためかの質疑に、歳出のほうから予算を組みました。保険料は657万5,000円減になりました。高齢者人口の増加、激変緩和の影響で2,000万円ほどを3月補正でお願いすることになると思いますとの答弁でした。

給付にあわせて歳入をつくったと。激変緩和は幾らかの質疑に、2,765万4,000円の歳入増が見込まれます。激変緩和の950万円を引きますと、1,800万円くらいの保険料増となりますとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

予算の数字に作為的な削減があった。補正で計上すると予測しており反対はしない。包括支援センターは苦勞している。人員も2名増えており、賛成とします。

以上の討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第9号 平成20年度豊明市介護保険特別会計予算については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号 平成20年度豊明市後期高齢者医療特別会計についてを審議いたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

高齢者の入院費が増加する。この後期高齢者医療制度は必要である。負担増の緩和をお願いして賛成とします。

一般会計からの繰り入れ、本人負担の増も今後考えられるので反対します。

以上の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第10号 平成20年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 豊明市老人医療費助成条例の廃止についてを審議しました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

不利益が発生するのではないか。2割負担の動きが出てくれば、何らかの方策が必要であり、その点についてお願いして賛成としますとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 14 号 豊明市老人医療費助成条例の廃止については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 18 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを審議しました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

ややこしい徴収をしなければならない理由は。初期投資、ランニングコストを保険料でペイするには。特別徴収をしない場合、ペナルティーはあるのかの質疑に対し、制度の導入は安定した財源を確保するためです。

特別徴収を実施しなくてもよい場合は、口座振替が 85%以上、あるいは徴収率 98%以上です。ペナルティーは調整交付金に影響すると考えています。

初期投資 900 万円、ランニングコスト 200 万円、年に 300 万円かかります。保険税 3 億 3,000 万円のうち、3分の2が口座振替であり、残り 1 億 1,000 万円の 1%で 100 万円、3%以上上がるとメリットはありますとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

加入者にとって喜ばしい改正ではないが、天引きしなくてよいことになっている。税収が上がることは必要である。納税相談を行ってほしい。条件つきで賛成としますとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 18 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 19 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを審議いたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 19 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 20 号 豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを審議いたしました。

本案については、既に本会議場で理事者よりの説明を受けているので説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

対象者 1,500 人弱、影響額 950 万円、財源は国・県から見込めるのかの質疑に、人数、影響額はそのとおりです。基本的には自治体の財源からになりますとの答弁。

基金がなかったら、財源はどうするのかの質疑には、65 歳以上の保険料からとなりますとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

激変緩和の対象者 1,500 名、金額にして 950 万円は、高齢者にとって歓迎する措置であり、賛成しますとの討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 20 号 豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 23 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第 4 号)のうち、本委員会所管部分についてを審議いたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

児童館等業務の減額について、応募がない場合はどのような対策をとっているのかの質疑に、20 年度は、相談員の定年を 2 年間延長して、現在のスタッフで行いますとの答弁がありました。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

どのポジションにどのくらいの単価の人をあてがっていくのか、処遇の改善を検討してほしい。賛成としますとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 23 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第 4 号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 24 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを審議いたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 24 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 27 号 平成 19 年度豊明市墓園事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを審議いたしました。

本案については、既に本会議場で理事者より説明を受けているので説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

質疑・討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 27 号 平成 19 年度豊明市墓園事業特別会計補正予算(第 1 号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 28 号 平成 19 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)についてを審議いたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

医療給付費について、医療費が 1 人当たりどのくらい伸びたのかの質疑に、データを持っていませんとの答弁でした。

ここで、質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 28 号 平成 19 年度豊明市老人保健特別会計補正予算(第1号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第 31 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを審議いたしました。

本案については、既に本会議場で理事者より説明を受けているので説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

介護予防特定高齢者施策事業について、減額理由はの質疑に、事業を立ち上げることができませんでした。理由として、検討した結果、対象者が家庭生活の中で、いかに継続して運動機能向上に取り組むか、その気持ちを引き起こすために、どのようなかわりか、よいか等々議論しましたが、結論に至らず、事業化できませんでしたとの答弁でした。

ここで、質疑を終結して討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 31 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました議案について、審議経過並びに審議結果の報告を終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司経済建設常任委員長、登壇にて報告をお願いします。

No.9 ○経済建設常任委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、経済建設常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果についてご報告いたします。

去る3月 14 日午前 10 時より経済建設常任委員全員と市長並びに関係職員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

議案第1号 平成 20 年度豊明市一般会計予算のうち、本委員会の所管部分についてを議題といたしました。

本案件は、既に予算説明会で一応の説明を受けていますが、範囲が広いため、歳出の5款から7款までは款別に、8款の土木費は項別に区分して主要事業の概要と昨年度と変わった部分、また関係する歳入について簡潔に説明を受けた後、質疑を行い、すべての款が終わってから討論・採決を行いました。

初めに、5款 労働費については、勤労会館での若者の就職相談の状況はとの問いに、相談は勤労会館ではなく、市役所で行っているが、年々減少しているとの答弁でした。

次に、6款 農林水産業費について、主な質疑として、家庭排水事業費分担金は何軒分かの問いに、13ミリが3軒、20ミリが2軒との答弁でした。

土地改良事業の勅使池の環境整備事業が終わり、一部の維持管理が市に移管されるが、施設管理委託料に入っているかとの問いに、委託料 304万 1,000円の中に入っているとの答弁でした。

土地改良事業等補助金 570万の中身はの問いに、間米の土地改良事業は 19年度に終わるが、20年度に市に移管する道路工事のためとの答弁でした。

農業委員報酬は国から全額保証されていたが、打ち切られた経緯があるが、農業委員会交付金の内訳についての問いに、委員報酬が 38万 7,000円、職員設置費が 96万 8,000円、農地基本台帳整備費が 1,200世帯で 2万 7,000円との答弁でした。

勅使池整備事業の進捗状況はの問いに、第1期工事が 19年度に完了し、20年度は 60%近くになるとの答弁でした。

次に、7款 商工費の主な質疑として、市観光協会補助金の事業内容と増額の要因はとの問いに、古戦場まつり、三崎水辺公園さくらまつり、各文化事業の協賛で、去年の補助事業を精査し、必要最小限の 22万円増額したとの答弁でした。

巡回バスのルート変更はできるかとの問いに、平成 18年5月に改正をしており、すぐルートを変えると、今利用している人が不便を生じることがある。利用者は 12万から 13万人を見込んでいます。そして、20年度は検討委員会に警察や運輸省の関係者も入ってもらい、再度検討したいとの答弁でした。

また、バスは名鉄が購入しており、今の大きさを変える考えはないとのこと。

以上で7款の質疑を終わりました。

次に、8款 土木費は項ごとに説明及び質疑を行いました。

最初に、1項 土木管理費についての説明の後、質疑に入りました。

主な質疑として、道路台帳は毎年変える必要があるかとの問いに、道路法に定められており、工事のたびに側溝や隣地境界など、毎年変更しているとの答弁でした。

続いて、8款2項 道路橋梁費の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑として、交通安全施設工事費は住民要望の何%かの問いに、19年度は 63%の実施率との答弁でした。

続いて、3項 河川費について質疑に入りました。

主な質疑として、河川改修工事の最終目標に対する進捗状況はの問いに、治水対策は現在2期工事に入っており、第2期で 4万 5,700トンの予定で、第1期で 4万 7,900トンを実施している。全体計画で 35~36万トンとの答弁がありました。

続いて、4項 都市計画費について説明があり、質疑に入りました。

主な質疑として、公園施設改修で防災型公園にする場所はとの問いに、中部地区の予定で、4月以降に沓掛、新田方面の区長と協議し、1カ所を決定するとの答弁がありました。

大原公園の調査設計等委託料と二村山の調査設計等委託料の内容はの問いに、大原公園は21年度に用地取得を考えており、前段の測量等の委託で、二村山は登記事務の費用であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論としては、不交付団体になり、その中で予算を組むにも支障が出ている。農業政策は、日本の農政が輸入に頼っており、小さい規模の農家は切り捨てになる。自給率を上げるのは無理なことが浮き彫りにされており、農政は国土を守ることが根底にあるとの討論がありました。

また、財政が厳しい中、一生懸命やっている様子が見える。巡回バスのルートを検討や防災型公園の整備、自然環境、住環境の整備等、市民の協力を得ながら、住民の声を聞いて有効に行うよう要望して賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑として、料金徴収委託料に伴う市の内部の作業はの問いに、督促までは水道企業団が行い、その後の催告、滞納処理は市で行うとの答弁がありました。

繰上償還に係る健全化計画の方針はの問いに、人件費を1人減とし、収納率を上げるため滞納者へ直接訪問し、収納を行うとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

一般会計からの繰り入れも大きいので、使用料が適切かどうか、20年度中の料金改定も視野に入れてほしい。

また、集中改革プランとも関連し、下水道の接続率を上げたり、収納率を上げたりで、市民を追いやることのないように行ってほしいとの要望をし、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決を行いました。

採決の結果、議案第3号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号 平成20年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

一般会計からの繰り入れについて、下水道特会とも関連しており、料金の適正化を20年度で考慮してほしいと要望して賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第7号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成20年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑として、料金を800円から900円に上げた後の利用状況はとの問いに、有料の30分以上が減って、30分以内が増えた。収入はほとんど同じとの答弁でした。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく採決を行い、採決の結果、議案第8号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第12号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 豊明市道路占用料条例等の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第21号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

ゆたか台中地区を対象としているが、地元住民が何度も協議し提案され、現在の良好な住環境を守りたいという住民の意を酌み、条例改正をすることになった。今後も市内全域で進めることを希望して賛成するとの討論でした。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第22号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成19年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、木造住宅の耐震診断と改修は毎年減って、7割近い執行残に対する原因と対策はとの問いに、19年度に耐震促進計画を策定しており、今後はピンポイントで地区に入って、危機管理を伝え、耐震を促進したいとの答弁がありました。

農地・水・環境保全向上対策支援事業負担金の減額と、同事業推進の県補助金が増えている関連はとの問いに、減額は、地元に対する面積の確定により減額となった。県補助金は市に入ってくるものとの答弁がありました。

質疑を打ち切り、討論に入りました。

木造住宅の関係で、補強されない状況は高齢者や低所得者がほとんどだが、部分補強

も考える時期ではないか。耐震促進計画で考慮してもらいたいことを要望して賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 23 号のうち本委員会所管部分は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 25 号 平成 19 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑・討論ともなく、採決の結果、議案第 25 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 29 号 平成 19 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

説明を省略し、直ちに質疑・討論に入りましたが、質疑・討論ともなく、採決の結果、議案第 29 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 30 号 平成 19 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともなく、採決の結果、議案第 30 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果についてのご報告を終わります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入りますが、ここで 10 分間の休憩といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第1号から議案第10号までについては、平成20年度の当初予算でありますので、一括して討論を行い、採決については各議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、近藤郁子議員。

No.13 ○2番(近藤郁子議員)

議長のご指名をいただきましたので、議案第1号 平成20年度豊明市一般会計予算についてと、議案第2号から議案第10号までの特別会計予算について、一括して賛成の立場で討論をさせていただきます。

豊明市の財政は、基金を取り崩して賄ってきた繰入金が見込めず、あわせて19年度より不交付団体となったことにより、厳しさに一層の拍車がかかっています。

とはいえ、現段階では実質公債比率で見ると、10%をわずかに超えたところにあり、人口10万人未満の都市の中では、より低い数値を保っている現在が、財政立て直しの最後のチャンスであり、平成20年度の当初予算にかかっているといっても過言ではないと思います。

この状態を維持するためにも、交付金による依存財源の減収を市債の増収で賄っていくという安易な方法は避けなければなりません。ちなみに実質公債費比率は人口10万人以上、10万人未満で比較し、未満の都市のほうが比率が高いとされている点から見ると、我が市も豊かな自然を残しながら人口増を考慮する政策も、健全財政確保には必要であろうと思われます。

さて、財政立て直し元年、平成20年度の当初予算は、大きな制度変更や各種事業の縮小も余儀なくされる中、安心・安全を主軸にした市民サービスを目標にしたことは評価いたします。

安心・安全については、市民一人ひとり違ってきますが、経済的弱者、身体的弱者を優先されることを望むものであります。

では、平成20年度の重点施策の中の主だったものから申し上げます。

まず、広報とよあけ編集発行事業についてですが、自主財源確保と地域経済の活性化を図るため、民間企業の有料広告の掲載は、広報の役割が市民と行政を結ぶ重要なものであることを考え、より一層の充実を図るための財源確保として期待したいと思います。

次に、自動体外式除細動器AEDの購入事業については、一般市民の使用が可能になり、万一のときの救命率が上がることは、絶大な評価に値することと思いますが、的確に使用することが必然であるので、一般市民が使用するための周知にも一層の努力をいただくよう要望いたします。

次に、市民活動総合保険事業について、今までの区や町内行事に限られることなく、公

益的なボランティア活動に対しての保険事業を創設したことについて、市民協働がこれからの豊明市の活性化を担うことを考え、評価いたします。

次に、妊婦健診の公費負担の回数を2回から5回に増やしたことで、子育て世代の経済的負担の軽減になり、少しでも安心して出産できる体制が整えられることにより、ひいては少子化問題の解決の一端になるよう期待するものであります。

次に、消防署南部出張所建設事業は、心肺停止状態にあって一分一秒を争う救急救助を南部地区の市民に提供できることは、人命を何よりも優先しなくてはならないと考える安心・安全のテーマにあって、平成20年度の目玉ともいえるでしょう。

住宅地かつ公園に隣接するところに建設するわけですから、周辺住民により理解いただき、この事業が成功をおさめることを期待いたします。

あわせて、安全・安心においては、弱者ともいえる子どもたちの通う学校、保育園を最優先に耐震工事が順次行われることについても評価いたしますが、そのために幾つかの子どもたちの事業が縮小されています。高齢化する社会の中で、子どもたちの未来は社会全体の希望でもあると思いますので、より一層精査し、努力いただきたいと要望いたします。

続いて、特別会計の中で下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道事業は事業がおおむね終了し、下水道課も係へと縮小されます。事業途中での料金設定は難しい点もあったでしょうが、一般会計からの繰り入れに頼ることなく、できる限り早く市民の理解を得て健全財政に向かうよう、早急な政策を要望いたします。

今回の予算には、経常経費のスリム化も図られているわけですが、経常経費こそ意識なくしてはスリム化が図れるものではありません。自主財源の増収が見込めなければ、市民の言葉をかりるなら、つましい生活をしなければなりません。一律10%カットで終わっては、市民の市政への期待はなくなってしまいうでしょう。

市民が希望を持てるような市民サービスの精神を損なうことのないよう、より精査いただくよう要望するとともに、市民にわかりやすい、今こそ一層のガラス張りの行財政に努めていただくことに期待し、討論を終わります。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、松山廣見議員。

No.15 ○15番(松山廣見議員)

議案第1号 平成20年度豊明市一般会計予算並びに議案第2号から議案第10号までの特別会計予算について、公明党市議団を代表して賛成討論をいたします。

公明党は、現場から改革を進める生活現場主義を掲げ、少子高齢化、社会保障改革、地域活性化、安心・安全対策など、国と地方を結ぶネットワーク政党として、当面する課題に挑戦し、全力で取り組んでいるところであります。

本市においての平成 20 年度予算案は、厳しい財政状況を反映して、近年になく各種事業の見直しがなされ、委託料の一部カットや第 5 次行政改革の前倒しによる一部補助金の 10%カット等、歳出の抑制を図り、19 年度と比較し一般・特別両会計合わせると、歳入歳出 33 億 1,160 万円、10.4%減となっております。

その中で、公明党市議団の主張が随所に反映されています。例えば、福祉医療助成事業として通院費助成を就学前から小学校 3 年生まで無料、入院助成を就学前から中学校 3 年生まで無料に拡大。特別教育支援事業として、支援員を 4 人から 9 人へ増員。妊婦健診医療委託料として、無料妊婦健診を 2 回から 5 回へ拡大。消防署南部出張所建設、各学校の耐震工事など評価いたします。

未来の宝である子どもたちの教育費について削減されていることについて、議員有志による要望書が提出されました。当局は要望書の真意をお酌み取りいただき、実行されますよう要望を付して、平成 20 年度当初予算執行に関し賛成討論といたします。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.17 ○6番(山盛左千江議員)

それでは、一般会計予算、特別会計を総括して討論をいたします。

まず、相羽市長の初めての予算編成となりましたので、マニフェストと施政方針を軸に見させていただきました。

マニフェストの達成率は 9 割と答弁されましたが、私たちと比べる物差しが違っていたようで、広く市民に配布されたチラシではなく、かなり要約されたものを使われたようで、そうまでしてよく見せたいのかなと思いつつも、マニフェストの重さを実感していらっしゃるのだろうと、その点については評価いたしました。

さて、平成 20 年度予算は一般会計と有料駐車場特別会計、後期高齢者医療特別会計に対し反対をし、そのほかについては賛成の立場で討論いたします。

まず、一般会計予算 171 億 4,400 万円でありますけれども、20 年度予算はマニフェストの中で安心・安全まちづくりが最優先され、学校や保育園の耐震工事、南部消防署建設がメイン事業となりました。

耐震予算を確保するために苦渋の選択、ご理解をの答弁が何度もありました。しかし、学校耐震については 75%から 90%が借金で、また国庫補助もつきません。その上、とらの子の教育基金も取り崩し、事業に費やしていきます。実際、市の持ち出し分が 20 年度だけで飛び抜けて多いというわけではなく、要は市全体としてお金がないということだと思います。

市長がマニフェストに掲げられた借金の減額を優先するのか、それとも安心・安全を優先するのか、市長にとってもまた苦渋の選択であったことでしょう。

本年度予算は各課の予算要望に対し 14 億円もの財源不足が生じ、非常事態宣言を考えたとのことでした。その差を埋めるために委託費のカット、補助金のカット、経常経費のカット、さらには高齢者の宅配給食サービスの値上げ、がん検診の有料化、マラソンの休止等々、多くの事業の縮小とカット、カットで何とか帳尻を合わせました。

21 年度予算の編成を考えれば、ぎりぎり削った予算から、さらに最低でも 10 億円を残す必要があるとの答弁がありました。先行きの不安が深刻さを増しています。市長がご指摘のとおり、マンネリ行政、予算消化主義は頭から削除し、無駄をそぎ取った予算執行を願うばかりであります。

課により削減への努力にかなりの差が見られます。改革の余地は、まだ十分残されているように感じております。例えば議会費もその一つといえるでしょう。ここの討論の中では、以下の3点について指摘をしておきたいと思えます。

まず1点目、先日、尾張旭市が補助金の交付基準を設けるなど、思い切った補助金改正に踏み切ったと報道されました。榊原議員も一般質問をいたしました。一たんすべてを白紙とし、既得権を排除した上で広く募集をかけ、審査の上、支給するなど、補助金の抜本的見直しを図るべきです。

2点目は入札についてです。9月議会でも質問をしましたが、競争原理の働かない随意契約を減らし入札にすることは、財源確保の特効薬となり得ます。また、早急に電子入札を本格稼働すべきです。電子入札による落札率が 80% 台に下がったという例をよく耳にいたします。本市の落札率は 95% が 9 割近くを占めており、20 年度工事請負額 12 億 1,700 万円の半分に電子入札を導入した場合、そして落札率が 10% 下がれば、6,000 万円の財源が浮いてまいります。のんびり構えていることは、決していいことにはなりません。ご努力を期待しておきます。

3点目は、ムラ、ムダの存在です。消防署南部出張所の建設は、実施計画の時点で 1 億 1,000 万円でしたが、ふたを開けてみれば 1 億 6,500 万円に、延べ床面積は 1.5 倍に膨れ上がりました。内容を見てみれば、明かり取りのしゃれた吹き抜けがほどこされ、ロフトまで増やされています。

土地購入費節約のために住民の意向を振り切り、公園内の建設を決めたはずが、結局は総額は土地代を含めた額にかなり近くなったということです。消防署建設には反対ではありませんが、規模拡大の明確な説明もなく、後から予算をつり上げるやり方は、信頼性を欠くものです。各課が節約に努力しているというのに、また市民に負担を求めながら、安心・安全のためとはいえ、許されることではございません。

そして、難問は人のことです。市長は何をするにも人が重要、人、物、金、情報をうまく使わなければならないと言われました。20 年度の人件費は臨時職員を合わせ 52 億 3,500 万円、民生費とほぼ同額、教育予算の 2 倍に相当します。これをうまく生かさなければ大きな損失になります。市長のマニフェスト、2 億円のコスト縮減には、職員のプラスアルファの努力が不可欠ですが、首切りできないが、能力がないのにのうのうと居座るのもかわいそ

うと、愚痴りたくなる部下を抱え、事務の効率化が図れるのでしょうか。組織改革と人事改革が極めて重要とも答弁されましたが、20年度にどんな改革に取り組むのでしょうか。

19年度の予算の中から見えてまいりましたOBの希望がなく、かわりに正職を配置したとか、臨時職員の応募がなく、非常勤の定年延長でしのぐとか、おかしいところが各所に見られました。

正職でなければならない仕事とは何か。OBの経験が必要な仕事なのか。そして、そのOBが適任なのか。本年度正規職員 544 名、退職OBを含む臨時職員 520 名、そして6名の退職者再任用、さらには社会福祉協議会や商工会への職員派遣、これらがベストメンバー、ベストポジションなのか、改革の前に当たり前のことを検討していかなければなりません。

市長は職員の勤務状況を見て、改善点が見えてきたと言われました。民間で養った感性を生かし、すぐにでも組織改革、人事改革を進めるべきです。

市長の肝いりで新設された情報システム課ですが、専門職の勤務は週1～2度と少なく、職員のスキルアップにかかる時間は期待できるほどではありません。人事においても情報システム関連の研修は予定していないとの答弁がありました。契約単価が適正か判断してもらっただけでは、もったいないと思います。

市長は時間をかけても内部でできるようにしたいと答弁されたのですから、人材育成は不可欠です。研修を検討はしますが、組織として当たり前の答弁だと思いますが、本市には縦割りの壁が見えてまいります。

最後に、予算は少額ではありますが、お役所仕事の象徴ともいえる火災報知器の設置補助事業について指摘をしておきます。火災による高齢者の死亡が多発し、消防法により全住宅に火災報知器の設置が義務づけられました。

19年は高齢者宅への300台設置を予算化しましたが、申し込みが少なく、200台を減額補正しました。これほど設置が進んでいないにもかかわらず、20年度予算は5月末が設置期限であることを理由に150台と半減し、しかも期限が来たら補助停止ということでした。せめて予定台数を消化するまで延長するよう求めましたが、前向きな答弁はありませんでした。補助の目的は高齢者の命を守ることではないのでしょうか。

施政方針で、行財政改革は、とかく事業廃止やサービスの縮減ととらえがちですが、改革の先にある姿をしっかりと見据え、目標達成のために懸命に取り組んでいかなければならないとおっしゃいました。

火災報知器といい、情報システムの研修といい、あるべき姿が職員に見えていないのか、それとも見る習性がないのか、今指摘しましたことは、ここに限ったことではございません。行政のそこそこにある姿だと思います。20年度の事業実施に当たり、ぜひ心にとめていただきたいと思い、指摘させていただきました。

もう一度言いますが、職員の人件費52億円は、市税の約半分に当たります。市長就任から間もなく1年、縦割りから横割りに、入口主義から出口主義へと、何度も理想を語ろう

とも実現できなければ、ただの方便と化します。市長に同情する面もありますが、市長も同じ税金から給料をいただく身、愚痴は今回限りと申し上げておきます。

では、特別会計に移ってまいります。

国民健康保険特別会計予算は、今年度は57億7,600万円となりました。この中で前年との相違点は、メタボ対策が加わったことです。それに伴い一般会計の健診予算は、歯科健診の廃止も合わせ7,100万円が減額され、国保は特定健診分として4,700万円予算化されましたが、そのほかの事業縮小や廃止分を引けば、実質移行された額は2,900万円強、市全体として健診予防費は約4,000万円削減された計算になります。

また、国保の健康増進事業補助金も例に従い、10%カットされています。審査により選考され、3年間の期限つきであるこの事業は、既得権やばらまきとは違います。健康予防の成果が出なければ、ペナルティーが科せられるというのに、健診予算の削減、この補助カットは理解できません。

メタボ対策は国の医療費抑制がねらいですが、ウエストと生活習慣病の因果関係は、医学的根拠を疑問視する声もあり、やせ形の人是指導対象から外れることもあり、健診を受けない、自分は健康だと思い込む可能性が指摘され、また健診項目もメタボに絞ること、他の病気の早期発見が遅れる危険性をはらんでいます。

健診項目を現状どおりに戻しても、数百万円程度との答弁がありました。医療費の高い本市です。市民の健康づくり、予防という目的をしっかりととらえておくべきです。

本年度からがん検診が有料化されます。国保加入者以外とのバランスから受け入れざるを得ない。また特定健診指導の有料化についても、有料だからこそ意欲的に取り組めるということもあるでしょう。国保財政の状況を見れば、これもやむを得ないと判断はいたしますが、その上、国保税の値上げと続くようでは話は別です。くれぐれも値上げに踏み切らないよう申し添えておきます。

次に、下水道特別会計予算。

一般会計からの繰り入れが、ここ数年9億円を超え、母屋の会計が傾きかかっていることから、第5次行政改革で平成20年から下水道使用料を値上げし、20、21の2年間で2億5,200万円の収入増を図る計画が示されました。

そうした中、19年9月、国が補償金免除の下水道借金の繰上償還の方針を打ち出し、本市もその対象になりました。20年度に予定されている償還金額は3億7,000万円で、利息の軽減に大きな効果が期待されます。

しかし、繰上償還には料金の値上げやコスト縮減を含む財政健全化計画の政策が条件となり、値上げは避けて通れない事態となりました。

市は3月議会に向けて値上げ条例を準備しながら、突然見送りを決断。その理由は、下水道料金の賦課漏れ発覚で、今値上げをいえる状況にないということでした。そこまでわかっているのなら、市の責任を認め、潔く減給するなど、市民感情を終結させるべきでしょう。場当たりの手順の悪さにいらだちすら覚えます。

また、コスト縮減については、下水道課の人件費削減など努力が認められるものの、徴収委託先である水道企業団は、メーター検針など外部に丸投げし、その上、17名もの人件費が委託費に盛り込まれ、その平均給与は本市より72万円も高い状態にあります。下水道の値上げ額を決める前に、企業団にメスを入れるべきです。

財政健全化計画で示した数値目標が達成できなければ、20年度の繰上償還が認められないことも、さらには19年度分の返還が命じられる可能性も示されています。値上げは避けられないにしても、安易な値上げは断じて認めることができませんので、申し上げておきます。

次に、有料駐車場特別会計予算について。

この予算は6,000万円で、前後地下駐車場も含んでおります。この地下駐車場は何度も料金の改定が繰り返されてきました。開設から6年、試行錯誤というか迷走の末、やっと地下駐車場の利用率向上に寄与し、19年度に周辺より100円値上げをしたら、たちまち利用が下がる始末。値上げの代償として一部の声に押され、委託料を年間80万円上乗せしてまで、営業時間を終電まで延長しました。その説明の際、人件費は時間延長使用料で賄えると言いましたが、結果はこのとおりです。

その上、深夜営業に不安を感じたシルバー人材センターから、対面式窓口に改修してほしいと言われ、工事費もつぎ込むことになりました。

利用料で維持管理費さえ賄えばいいわけではありません。有料駐車場は今なお4億7,600万円の借金があり、下水道と同様、これもまた一般会計からの繰り入れに頼っています。

有料駐車場は福祉や教育、子育てとは違い、費用対効果、採算性を十分見きわめた上で進めるべき事業です。毎年、反対のネタが尽きることのないこの有料駐車場会計、いいかげんに場当たりの事業はやめていただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計予算について。

介護保険サービスの利用が当初の計画より低かったため、収入を圧縮し、介護保険料を1,800万円少なく計上したことがわかりました。20年度は第3次計画の最終年であり、保険料65%アップ、県下で2位の保険料の設定の目測に誤りがあったことの批判を逃れたいの気持ちはわかりますが、収入過剰分は基金に積みばよいだけのこと、ごまかしきれものではありません。

今議会に介護保険事業料4,200万円の減額補正が上げられていますが、包括支援センターに基準どおりに人が配置されていなかったため、事業に十分取り組めず、収支のバランスが狂う一因になったとも思われます。

誤った予算計上を正直に認めたこと、即事業執行に影響しないことから、予算には反対しませんが、都合の悪いことを隠したいという本市の体質的な問題を感じますので、厳しく指摘をしておきます。

20年度は第4期の実施計画が策定され、保険料も見直されます。この保険料は高齢者

の生活に直結するだけに、サービス料を慎重に見きわめ、適正な料金を定められるよう要望をしておきます。

次に、後期高齢者医療特別会計について討論を続けます。

医療費のかさむ高齢者ばかりを集め別会計とし、保険料は年金から強制的に天引きするという後期高齢者医療制度が、この20年から開始されます。これまで扶養家族になっていた75歳以上の高齢者からも、新たに保険料を徴収することにより、大きな批判を受け、国は大慌てで半年間徴収凍結や、2年間の9割軽減を打ち出したものの、それも一時しのぎ。保険料も2年ごとの見直しで、つり上がっていくことは予定されています。本制度が高齢者いじめであることは見え透いています。

影響は高齢者のみならず、自治体にも及び、初期投資に約4,000万円、ランニングコスト760万円の負担が財政を圧迫しています。また、窓口や徴収などの事務負担も増加し、自治体の立場から見ても悪法導入としかいえません。

さらに、広域連合議会にすべての決定権が移行し、豊明市議会として保険料の決定、条例制定を始め、監視やコントロールがきかない遠い存在になってしまったことも、見逃せない問題です。市政改革の会は、本医療制度に反対でありますので、本会計にも賛成することはできません。

20年度の予算について、数々の厳しいことを申し上げましたが、評価できる点ももちろんたくさんあります。賛成討論をされる他の会派ときっと重なると思いますので、この点は割愛させていただきました。

なお、予算審査に当たり、もう一言申し上げておきます。

議会に対して十分な資料を持参せず、答弁ができない。予算書に上げられた職員数や配置はとりあえずで、実数は1週間後の異動発表まで言えないなど、不適切な対応がありました。議会に正確な内容を十分説明し、理解を得た上で賛否を受ける。この当たり前のことが、ここでもできていないように思いました。

議会に提出さえすれば何でも通るとの行政の緩みを感じます。市長はマニフェストで行政情報の情報公開を掲げています。議会との関係を正しく理解され、職員の意識改革を進められるよう求めておきます。

以上、市政改革の会として予算全般についての討論を終わります。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、坂下勝保議員。

No.19 ○20番(坂下勝保議員)

それでは、市政会を代表いたしまして、平成20年度一般会計及び特別会計につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

我が国の経済は円高、株安、物価高など、先行きが不透明な状況になってきました。厳

しい状況に置かれていることが実態であります。全国の地方自治体も同様であると思います。

国が押し進める三位一体改革で国庫補助金の見直し、地方交付税の減少が、当分の間続くものと思われます。市長は効率的な行政改革運営を目指して、事務事業の見直しや経費の削減などで、豊明として予算の組み立てに苦労されたことであったと思います。

特に、19年度と20年度の予算では大きく違っております。1つは財政調整基金が少な過ぎたこと。

また、歳入を見ますと、地方交付税、地方特定交付金、分担金及び負担金など、株式等譲渡所得割交付金、また不交付団体であることなど、数々の要因が財政を圧迫していると思います。

また、縮小事業を見ますと、とよあけマラソンの中止、豊明まつりの縮小、高齢者の負担増など、数々あります。

拡大事業を見ますと、市民に安全・安心を与える消防署南部出張所の建設、自動体外式除細動器設置、要するにAEDであります。その設置。子育て支援に予算として医療費の支援、学校支援のための事業など、子どもに対する予算が大きく伸びていることに賛成するものであります。

特に、特別会計であります。国民健康保険の予算であります。毎年、一般会計からの繰入金が大きく市民にのしかかっております。また、高齢者は健康に留意して、予算費用を余りにも使い過ぎないようにしていただきたいと思います。

最後に、20年度の予算組みで豊明市の財政の厳しい中、コストの削減など適切な予算組みと認めまして、賛成討論といたします。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、月岡修一議員。

No.21 ○21番(月岡修一議員)

議案第1号 平成20年度豊明市一般会計予算の第1款から第10款まで一括して賛成の立場で討論を申し上げます。

厳しかった冬の寒さに耐え抜いた桜の木々が、自然界の摂理に従い開花の準備をしています。豊明市の予算編成も寒さ厳しい季節の中で、市長以下幹部職員が総力を挙げての努力を得て、でき上がったものと厳粛に受けとめています。

やがて桜の木々が満開となり、短い期間ではありますが、多くの市民を喜びの境地に導くがごとくに、新年度の予算執行が多くの市民生活に密着した有意義な働きをしてくれることを願ってやみません。

平成20年度の予算編成は、雨上がりにあらわれる虹の架け橋のごとくに、美しい彩りを眺めるだけで終わってしまうのか、近未来への適切な架け橋となるのか、ある意味では重

要な試練の年でもあると考えています。

各所管における予算執行をちゅうちょなく適切に判断していただくことと、各所管間における予算流用等も柔軟に十分に検討しながら、新年度の厳しい予算を最大に生かした執行に努めていただきますよう、最初に要望を申し上げておきます。

それでは、平成 20 年度当初予算の概要に基づいて、微力ながらも全力を傾注して事業内容に触れさせていただきます。

最初に、保険年金課の子ども及び精神障害者医療費助成事業における児童生徒の医療費、入院費の対象拡大の件ですが、少子高齢化の文字が全国的な合い言葉になったころから、日本の経済も、各自治体の予算も急激に悪化の一途をたどっているような気がしております。

厳しい財政の中にもかかわらず、子育て支援に力を注ぎ、安心して子どもを産み育てやすい事業に積極的に取り組む自治体が増えてきました。安心して子どもを産み育てることができる環境が整えば、当然ながら人口増にも期待の持てる政策であり、その点からも一般の予算枠を確保したことは、豊明市の将来の発展に期待を込めた市長並びに当局の英断に感謝をするものです。

社会福祉課の豊明市地域福祉計画策定事業並びに高齢者福祉課の豊明市老人保健福祉計画、介護保険事業計画策定事業の2つの事業について申し上げますが、委員会のメンバー構成について詳しく確認をしておりませんので、もしも私の指摘することが的外れでしたら、お許しをいただきたいと思っております。

通常ですと、上記のような委員会や審議会には、必ず決められたような公職者や有識者が名前を連ねています。二つ返事で委員に就任していただける人を最優先に選任した委員会を開催しようとする考えがありましたら、そのような安易な考え方は極力避けていただきたいと、この場をおかりして一言、くぎを刺しておきます。

どうぞ人選に悩みながらも、適材適所で事業内容にふさわしい発言ができる人を委員として選んでいただき、たくさんの有意義な意見を基調として、内容の充実した事業に結びつけていただきたいとお願いを申し上げます。

健康課の妊婦健診事業ですが、妊婦健診費用の公費負担の回数を増やしたことと、県外の医療機関での健診費用も対象としたことは、高く評価をいたしております。

続きまして、いろいろと話題になっております消防総務課の消防署南部出張所建設事業の件ですが、現在の豊明市の地形を勘案したときに、近い将来に必ずや消防署南部出張所を建設してよかったと、大きな評価をいただける日が必ず来ることを確信いたしております。

しかし、建築に際しましては、付近住民の不安を払拭するようなきめの細かい配慮をしていただくことと、子どもたちの登下校に十分な注意を払いながら、工事を進めていただくことを強く要望を申し上げます。

さらに、多くの議員から意見をいただいております中学生の海外派遣事業ですが、はっ

きり申し上げて事業を縮小せざるを得ない内容について、説明が不足していると感じております。

一部議員の話を総合しますと、担当課における説明は、職員によってかなりの温度差があることが判明しました。学校教育課の職員それぞれの置かれている立場が、微妙に影響しているのかもしれませんが、派遣事業の内容が縮小された理由が、単に財政的な理由にあるとは思えません。

さらには、派遣事業の内容は、ただ単に前年度の内容を復習しているような運営の方法ではないと感じております。このような感覚はどこから発生するのかと申し上げれば、一つには事業の内容が旅行会社の主導に甘んじていることが見え隠れしていることです。中学生の大切な海外派遣事業が旅行会社の利益の一端に組み込まれてしまっているような運営のあり方は、よもやないとは思いますが、海外派遣事業全体の内容がどうあるべきか、教育関係者だけで決定するのではなく、父兄も含めた抜本的な見直しが必要ではないかと感じています。

過去の事業内容も含めて真摯に精査していただき、今まで以上に意義のある海外派遣事業にしていただくとともに、さまざまな角度から知恵を絞っていただき、昨年と同数の中学生が参加できるように配慮していただくとともに、受け入れ先に余り負担がかからない滞在の方法も検討する必要があります。

さらには、参加を希望する生徒の個人負担のあり方や、支払いの方法にも何種類かの方法を取り入れるとか、検討の余地はたくさんあると思います。

厳しい予算もさることながら、中学生が大変貴重な体験ができることに価値観を移し、真剣に再検討をしていただきたいと強く要望を申し上げます。

続きまして、とよあけマラソンの開催中止決定について討論を申し上げます。

競馬場の耐震工事のために会場使用が不可能となり、とよあけマラソンを中止せざるを得ないことは、承知せざるを得ません。

しかし、単にやめてしまうことに意識を定着させるのか、何らかの手法を用いて小規模ながらもマラソンを継続事業とするのかでは、将来に大きな差が出てくるような気がいたしております。

それは過去において天候による中断を余儀なくされたことがあるとはいえ、とよあけマラソンは20年の歴史があったことと、愛知県内はもとより、県外の人々にも厳しい豊明のコースを走ってみたいと、そのような意欲を駆り立てられる、かなり知られたマラソンコースであったと思います。

また、昨年まで運営していただいたボランティアは、延べ何千人なのか承知していませんが、いずれにしても大変大きな協力をいただいていたのは事実であります。そのことに視線を向けますと、何の代案も提示せずに、いきなり中止を宣言してしまうことは、今までお力添えをいただいたボランティアの皆さんの努力を、軽んじてしまうことにつながりはないかと気になるところです。

市民ボランティアのパワーを生かす処方がなかったことに、少なからずも憤りを感じております。将来必ず復活するであろうと期待をしているとよあけマラソンの再開に向けて、市民パワーがすぐにでも復活できるような体制の維持を検討すべきではないかと考えております。ぜひ、ご検討していただきたいと思っております。

続きまして、豊明まつりについて討論を申し上げます。

市民誘導型の運営方法に切りかえる時期が訪れていることは事実であると感じております。問題は、先ほど申し上げましたように市民の皆さんに理解され、受け入れ体制が十分に備わっているかということに尽きると思っております。

確かに、まつりの開催も回数を重ね、経験を重ねるうちに、十分な運営体制ができ上がっていくのですが、主催者となる市民の方々に必要以上の負担をかけない工夫も講じていかなければなりません。行政として十分相談に乗り、協力できることは積極的に協力しながら、主体性のある開催に向けて一定の方向を見出していきたいと、お願いを申し上げます。

続きまして、学校教育課における耐震補強工事の件ですが、多くの児童生徒の命にかかわることでもありますので、最優先的に取り組んでいただくことは必要であります。

しかし、ちまたでは公共建築物の耐震補強工事は、特に利益性の高い工事であると言われております。どの部分が高く、どの部分の工事が適正な価格なのか、判断する材料を与えられていませんので、十分な討論にはなりません。既に耐震工事が行われた他市町の工事事例もたくさん取り寄せて、工事内容を精査、研究していただき、適切な予算執行に臨んでいただきたいと、強く要望をお願い申し上げます。

新年度から後期高齢者医療の保険制度の始まりや介護保険制度の充実等々、高齢者福祉関連事業が未知数に上昇することは明白であります。財政が厳しい中でありますが、特別枠での高齢者福祉基金の創設も視野に入れた、いわゆる高齢者福祉予算に充当できる予備費的な予算枠を充実させていかなければ、やがては本当に国民健康保険の運営費を含めた医療費関係費用や少子化対策費、高齢者福祉関係の予算組みだけで財政が行き詰まってしまうのではないかと考えております。

厳しい財政の中でも互いに知恵を絞り、さまざまな角度からでき得る限りの努力をしていただきたいと強く要望を申し上げます。

このまま厳しい財政が続けば、近い将来、必ず職員の報酬や給料の減額に関する意見が飛び交うことが考えられます。私はそのような発言が出ないようにしなければならぬと、そのように考えておりますが、職員の皆さんが日々真剣に真摯に市民のために公務に励んでいただくことで、みずからがそのような発言を抑えていただきたいと思っております。

今般の討論には、あえて各種委託費やコンピューター関連費用のソフト制作費用や機器借り上げ費用等についての言及は避けました。私は長年にわたりくどくどと発言をさせてきていただいておりますので、よもやお忘れでないかと判断をさせていただいております。どうぞ引き続き、業者とは厳しい姿勢で対峙していただくことを期待を申し上げます。

以上で私の賛成討論を終わります。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

ここで、討論の途中ではありますが、午後1時10分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時8分休憩

午後1時10分再開

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き討論を行います。

前山美恵子議員。

No.24 ○13番(前山美恵子議員)

日本共産党より議案第1号 一般会計、議案第2号 国民健康保険特別会計、議案第9号 介護保険特別会計、議案第10号 高齢者医療特別会計について反対の討論をし、その他の会計は賛成といたします。

まず一般会計について。地方財政は、国政を抜きにしては考えられませんので、この視点に立って討論をいたします。

20年度の地方財政計画は、18年度からの小泉内閣の骨太方針の歳出歳入一体改革による、地方財政の抑制路線が踏襲されておりますが、昨年の参議院選挙で示された地方の反乱への対策として、若干の手直しとして、地方再生対策費 4,000 億円の創設が施され、結果、実質的な地方交付税が約 4,000 億円増額になっております。

ただし、この増額の恩恵を受ける条件として、集中改革プランなど地方行革を進めるのが前提であり、19年度の不交付団体となった本市には、増額されることはありません。

さて、19年度から本市は強制的に地方交付税不交付団体とされました。不交付団体の条件として、本市は基準財政収入額が需要額を満たしているとされましたが、ここに国の意図的な作為が感じられます。

需要額について申し上げますと、例として消防力基準を挙げさせていただきますと、本市の場合、消防力基準は平成12年以前には54%でありました。しかし現在は、同様の人数であるのに61%となっております。本来なら、需要額を満たすには119人必要ということになります。数字のマジックといいましょうか、このような手法で需要額を引き下げてきました。地方を強制的に不交付団体に導いた国の責任が大きく問われるものであります。

20年度の国の予算も、財界の要望にストレートにこたえる内容になっております。その一方で、所得が増えない上に原油や小麦などの価格高騰が家計を直撃しているにもかかわらず、国民生活を温める提案がされておられません。

それどころか、年金生活者から住民税非課税限度額が20年度で全廃されます。これにより、新たに社会的弱者と言われる高齢者が非課税者から課税者になったことと、これに追随して本市では、介護保険料引き上げや福祉制度の後退を招くこととなり、これに対し本市で手当てをされていないことは重大であり、改善をされるよう求めておきます。

さて本市も、構造改革で国が責任を大きく後退している中で、厳しい財政運営を強いられています。財政調整基金、その他の基金の取り崩しや、さまざまな不要不急の事業をカットした予算ではありますが、子どもの医療費無料制度や、障害者福祉医療制度の拡大や、妊産婦健診無料制度の拡充、学校現場への特別支援員や外国人対応の通訳士の配置、消防南部出張所の建設、北部児童クラブ開設、小中学校耐震補強など、幾つかの事業の前進を図られました当局のご努力には、評価をしたいと思います。

しかし、国の増税の影響を受けて、市民の生活はますます深刻さを増しています。そんな中、国の改革によって財政的に縮小せざるを得ない状況はありますが、よりによって、社会的弱者と言われた高齢者や生活困窮者などの福祉の後退に及んだことは、絶対にあってはなりません。20年度ででき得る限りの改善をしていくべきであることを、ここに述べておきます。

なお、ここで申し上げておきますが、昨年6月に自治体財政健全化法が成立をし、20年度の決算から適用されることになりました。これまでの地方財政再建法と違い、普通会計だけでなく、国保や下水道など公営企業会計も対象になることとなりました。国は、健全化法を進めつつある中で、地方の借金を減らすための対応が迫られ、公債費負担軽減対策として、19年から3年間に限定して繰上償還を承認するという措置を打ち出しました。繰上償還の認可条件として、健全化計画を立てることであり、いわゆる集中改革プランを進めることとなっております。

このことは、住民犠牲につながる地方行革が強められるのではないかと危惧するところであり、公債費削減を急ぐ余り、住民の福祉後退につながらないようにここに求めておきます。

さて、過去に国の恒久減税の財源として減税補てん債を起債してまいりましたが、この返済を国からの交付税で補てんされるはずでありました。本市が不交付団体にされたことから、19年から3年間、特別交付税3,500万円で、後は補償されないという、地方に借金を押しつける国の態度は、余りに理不尽と言わざるを得ません。国に対してきっちりと補償を求めていくべきであることを指摘しておきます。

以上、国の責任もさることながら、国の悪政の防波堤としての役割を果たすべき地方自治体の役割を後退させ、国に追随した一般会計予算については、反対をいたします。

議案第2号 国民健康保険特別会計について、反対討論をいたします。

20年度から開始される後期高齢者医療制度により、国保会計も大きく変わります。この変更に伴い、国保税を引き上げる自治体もある中で、本市の国保税を引き上げることなく据え置きにされたことに対して、評価をしたいと思います。

また、他市では、葬祭費を後期高齢者医療に合わせて5万円に引き下げたところが多い中で、6万円を維持されたことについても、評価をしたいと思います。国が国庫負担率を引き下げ、国の責任を地方に押しつけてきた経過はありますが、住民に対して払えないほどの国保税を押しつけていることに対しては、賛成できるものではありません。

また、20年度から後期高齢者医療制度の開始に伴い、国保会計から支援金の支出をすることになりました。高齢者いじめの医療制度への支援金の繰り出しは、認めるものではないことと、特定健診、特定保健指導実施計画についても、住民の公衆衛生を後退させる内容であり、認めることができません。

議案第9号 介護保険特別会計について、反対討論をいたします。

昨年度より介護保険料が65%に引き上げとなり、滞納者が300人弱にもなりました。住民税が非課税から課税になったことによって、保険料も大幅に引き上がった高齢者の対策もされておられません。

さらに、18年からの介護保険改定から給付費が減少しております。このことは、制度始まって以来初めてのことであり、この原因が、改定によって予防重視を名目にして介護給付とは別立ての新予防給付を創設したため、要介護1の人を軽度介護者とし、介護サービスが制限されたことが背景にあることを指摘しておきます。

さて、給付が減少してきたことから、基金が2億円も積み立てられました。その一方で、払えない高齢者の対策は放置したままであり、この責任は大きいと言わざるを得ません。

介護保険改定を待たずとも、直ちに減免制度を創設すべきことを申し上げ、反対討論をいたします。

議案第10号 後期高齢者医療特別会計について、反対討論をします。

20年度より始まる後期高齢者医療制度に伴う特別会計が創設をされました。75歳以上ということだけで、今まで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの医療保険に組み入れられ、扶養家族にある高齢者も家族から引き離され、後期高齢者に組み入れられます。

当然、後期高齢者だけの医療制度ですから、医療給付費が伸びてきます。この場合、保険料の値上げか医療の制限かと選択に追い込んでいく制度となっております。厚労省も、「後期高齢者医療の場合は、高額な医療費を使っても亡くなる事例が多く、これを抑制する仕組みである」と説明をしているように、延命治療抑制がこの目的のようであります。日本の戦後政治を支えてきた高齢者に対して、この制度は余りに不当な行為と言わざるを得ません。

介護保険料とあわせて年金からの保険料天引きや、保険料を自分で納めに行く人は、保険料を1年間滞納すれば、今まで高齢者に対して禁止していた資格証明書が発行されることとなります。

医療内容についても、今まで出来高払いであったものから包括払いにすることや、医療機関を1カ所に限定されること、入院日数の短縮、早期退院の促進などが盛り込まれてお

り、これでは高齢者が安心して医療にかかることはできなくなります。

この間、高齢者は相次ぐ増税で家計が苦しく、将来に不安を持って生活をしています。この制度は、高齢者をさらに不安にさせるもので、とても賛成できるものではなく、直ちに中止をすべきものとして反対をいたします。

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.26 ○4番(杉浦光男議員)

一般会計予算、特別会計予算について、全体を総括して、評価点、課題について数点申し上げ、賛成の討論といたします。

市の自主財源の根幹をなす個人市民税、法人市民税は、個人所得の伸び、税制改正、景気回復の継続等で、わずかではあるが伸び、市税全体で1.8%増の104億1,600万円余となっています。しかしその反面、国庫補助負担金、地方交付税の削減が、財政を厳しいものにしていきます。

厳しいことの一つの検証として、市財政の経常収支比率は18年度で約88.7%であり、また人口1人当たりの市税収入額は、17年度ですが約14万2,000円余で、市税の経常一般財源は伸び悩み、財政の硬直化をあらわにしております。

このように厳しい財政状況の中で、予算編成において評価できる点を見出すことができます。市政の重点施策だと思われませんが、安全・安心なまちづくりにかかわる施策数点を評価しながら申し上げたいと考えます。

他の議員の発言と重なりますので、簡単に述べさせていただきます。

医療費の助成。先進的な自治体に比べれば格差はあるものの、この助成は相羽市政への大きな評価点となります。

2つ目、有機循環推進事業。市の目玉事業と言ってもよい本事業について、生ごみ収集区域を5,000世帯から8,000世帯にまで拡大されました。このことは、エコ堆肥を使用した畑で新鮮な野菜がとれ、それが市民の食卓に届くまで、すなわち出口までの取り組みに今後期待いたします。

耐震化事業。児童生徒の急増期の昭和40年、50年代の旧法のもとでの建築物の耐震化対策をしないという課題を背負ってきています。緊急性があり、本事業に大きく踏み出されたことを評価します。

南部消防署の建設。1人の命でも助かるように、1人の命は地球より重いと言われていきます。市内全域の緊急車両6分以内到着体制に、しんから期待するものであります。消防署は、幾ら高くついても、多くの人を助かれば安いものになると言えるのではないのでしょうか。

妊婦の健診。2回から5回への増加は、子育て世代の経済的負担軽減となってありがた

い施策です。

特別支援教育支援員の増員。学校教育、なかんずく指導に心を痛める児童生徒に目を向けていただけた証拠です。

次に、こうあるべきだと思う豊明像の1～2について申し上げます。行政課題としていただければありがたいと思います。

心豊かな人々が集う豊明がある。施策として、ごみのない美しい豊明をつくろう。夢のある子どもたちに生き生きと活動する場の提供、充実に努めよう。

少し各論にいけますが、その場として、中学生の海外派遣、祭り、パレード、スポーツクラブ、文科系ジュニアクラブ、子どもフェスティバル等々いろんな場面が考えられます。

2番目、生活困窮者への福祉施策を前進させる行政が豊明にはある。

私が今申し上げました1、2は、私は豊明文化の創造と位置づけています。

予算に対する評価と課題を申し上げてきました。今回申し上げましたことは、平成20年度予算であります。次年度へつながるものです。将来を見据えて、誤りのない予算執行をしてほしいと願います。

最後に、予算と人材育成は表裏の関係にあることを指摘し、私の思いを込めて賛成の討論といたします。

以上です。

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、議案第1号について採決を行います。

議案第1号に係る各委員長報告はいずれも可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第1号は各委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第2号について採決を行います。

議案第2号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号について採決を行います。

議案第3号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第4号について採決を行います。
議案第4号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第5号について採決を行います。
議案第5号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第6号について採決を行います。
議案第6号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第7号について採決を行います。
議案第7号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号について採決を行います。

議案第8号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号について採決を行います。

議案第9号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第10号について採決を行います。

議案第10号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第12号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、一色美智子議員。

No.39 ○14番(一色美智子議員)

議案第 13 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

ワークライフバランスをいち早く取り入れられたことに評価をいたします。

仕事と生活の調和、男女共同参画の面からも、今後も能力ある女性の活用、男女がともに子育てをしながら働いていける社会の実現を目指し、より一層の整備を要望いたしまして、賛成といたします。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.41 ○5番(榊原杏子議員)

議案第 13 号について、市政改革の会として賛成の討論をいたします。

法改正により、職員が仕事と育児を両立しやすくなるよう、週3日勤務や1日4時間勤務などの形態で週 20 時間、24 時間、25 時間の育児短時間勤務を選択できるようになりました。

育児支援政策の一步前進であると評価はできますが、この制度を使った職員の補充として、待遇が十分ではない任期つき短時間勤務職員という名の非常勤職員が想定されていること、介護についての短時間勤務制度の導入が見送られたことについては、国会審議の過程でも問題点として指摘をされておりました。

実際の制度の運用に当たっては、男性の取得促進も含め、制度を使いやすい職場環境を整えること、取得した職員が人事管理、昇格などの面で不当な扱いを受けないように留意すること、任期つき短時間勤務職員の任用や、短時間勤務職員同士2人を並立任用することに当たって、現場の混乱、市民サービスの低下につながらないようにすることなどに留意し、策を講じていく必要があります。

委員会の答弁においては、意向調査はしていない、取得をしやすい職場環境の整備についても特に策はないということで、今のところ積極的な姿勢が余り感じられず、残念に思いましたが、きちんと制度について周知をし、取得をする職員も、その周囲の職員も、不安も不満も感じることはないように啓発をし、十分なフォロー体制を築き上げる必要があります。

また、現状も臨時職員の任用については苦勞をしているありさまで、都合よく短時間勤務に応募がたくさんあるとは思えませんので、その待遇や条件についても十分に検討し、支障がないように対策をしていただきたいと思います。

せっかく制度化をされても、利用をされなくては意味がありません。使う人が増えることによって浸透をするのですから、当初は積極的に取得を呼びかけ、一般質問でも申しましたが、民間企業の模範となるような職場環境づくりに努められることを要望し、賛成討論といたします。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 13 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 14 号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.44 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 14 号 老人医療費助成条例の廃止について、反対の討論をします。

今回の廃止の提案は、愛知県が打ち切ったことにより、本市も連動して打ち切るための廃止条例であります。

この老人医療費助成条例は、かつて老人医療の対象が 70 歳以上とされていたとき、68 歳、69 歳の高齢者に対して医療費 3 割負担のところを 1 割負担で医療が受けられるという、いわゆるマル老という福祉制度でした。当時の高齢者は、「68 歳になったら医療費の負担が少なくなったので大変よくなった」とか、「68 歳になるのを待っていた」と言う高齢者もいたほどであります。

ところが、国の医療制度改革により、老人医療の対象者は 75 歳まで毎年 1 年ずつ繰り上げられ、これに伴い福祉医療も開始が 69 歳、70 歳と毎年繰り上げられることになりましたが、実際、70 歳以上が 1 割負担であったことから、福祉医療制度は機能をしておりませんでした。

さて、毎年の繰り上げが落ち着き、ことしから老人医療は 75 歳以上で落ち着くこととなりました。しかし、70 歳以上は 2 割負担となるところを、一時凍結で 1 割負担となっております。

さて、一時凍結でありますから、必ず解凍されるときが来るわけでありますから、これは必要となる福祉制度であります。高齢者は、ここのところ医療費の引き上げ、相次ぐ増税で苦しんでおります。医療制度が改定されたときよりも、さらに今の生活は悪化しております。そのためにも、福祉医療制度を 73、74 歳と言わず 68、69 歳に戻すべきものと考えるところから、福祉の後退を招くこの条例廃止法案には反対といたします。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.46 ○6番(山盛左千江議員)

議案第 14 号 老人医療費助成条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

これは、73 歳、74 歳の低所得の医療者の 1 割を超える部分を補助する条例を廃止するというものですが、現在、老人医療費の自己負担割合が 1 割であるので、この制度は実質利用されることはなく、また国が 21 年から 2 割に負担増する方針を一時凍結したことにより、当分の間は廃止されても何ら影響は生じてまいりません。

条例があってもなくても影響がないのなら、今後のために廃止しないという考え方もありますが、現条例を残し国が 2 割負担を断行すれば、1 割を超える分を市が負担することとなり、その金額は 6,000 万円と見込まれております。市の財政状況から、これだけの財源を確保することは非現実的と思われれます。ないそでは振れないというところでしょうか。

低所得高齢者の健康と命を守るために、何らかの補助を設けることは当然必要と考えております。今後の国の動向を注視しながら、補助内容については十分検討していかれませうよう要望し、本条例廃止には賛成の立場をとります。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 14 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 15 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 15 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 16 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。
榊原杏子議員。

No.50 ○5番(榊原杏子議員)

議案第 16 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について討論をいたします。

特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務に従事した職員へ支給するものとされています。社会情勢の変化等により、特殊性の薄れた手当については見直すべきとの声が高まり、国からの指導もあって、全廃を含む見直しの動きが各自治体で進められてまいりました。

当市では今回、最後の見直しとして技術手当が廃止され、税務手当と消防手当については、名称と金額が変更になります。

廃止される技術手当の中には、土木と建築、保健師、保育士、看護師、栄養士に対する月額の手当が含まれています。次の議案第 17 号の旅費、日当の見直しとあわせ、職員関係の削減額でもまとまった金額が浮いてきます。

総務省の示した特殊勤務手当の見直しの基準の中には、日額や件数当たりで支給するのが適当であり、月額支給のものは妥当性を検討すべきとあります。

これらが特殊勤務手当として支給されること自体は、確かに適切ではないと考えますし、会派としても山盛議員が一般質問の中で、時代に合わない手当を見直すよう求めてきましたので、条例の改正には賛成をいたします。

ただし、同じく総務省の基準の中には、「他の手当または給料で措置される勤務内容に対して、重複の観点から検討を要する」とあります。保育士や栄養士など資格を持った人のみが必要な業務に当たっている専門職に関しては、本来は、本給や他の資格手当的なものでその分を見てあるか、その職専門の給料表を使うなどの対応が必要であったところを、これまで当市では、特殊勤務手当として支給をされてきたものであり、本給や他の手当と重複しているわけではありませんので、これについては何らかの代替措置をすべきものと考えます。金銭的な面だけではなく、専門職が誇りを持って働いていける職場環境づくりも大切です。

特に近年、正職が足りない、臨職は応募がないという状況で、しわ寄せが多く来ているところもありますので、総合的な見地から配慮を求め、討論といたします。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 16 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 17 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 17 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 18 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.54 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 18 号 国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

この条例改正は、前期高齢者と言われる 65 歳から 74 歳の年金生活者の国保税を年金から天引き徴収するという制度に切りかえるものであります。

もともと国保税は高過ぎて払えないと言われており、長い間、市民を苦しめているところ
です。さらに定率減税の廃止、各種年金からの控除の縮小や廃止で、ただでさえ苦しいところ
を、高い国保税を強制的に天引きするのですから、残されたわずかな年金で生活を維持
することができなくなることは必至であります。

本市でも、私が質問をしてきたところ、生活困窮者には普通徴収に切りかえ、分納相談
にも応じていただけることを約束していただきました。これは評価したいと思いますが、ま
ずは苦勞することなく払える国保税にすることが先決であることをここに述べて、この条例
改正は反対といたします。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.56 ○6番(山盛左千江議員)

議案第 18 号 国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたしま
す。

介護保険、後期高齢者医療に続き、国保の保険料を年金から天引きするための条例改
正案で、所得の低い高齢者には過酷な改正です。本市の口座振替率は高いほうなので、
天引きのため初期投資 900 万円、ランニングコスト 260 万円に見合う収納率の向上がやっ

とといったところで、大きな効果は望めません。

しかし、自治体が天引きを拒めばペナルティーが課せられること、天引きが困難な方には市の裁量で普通徴収に切りかえることができることなどが盛り込まれ、本案に反対することはいたしません。

ただ、運用に当たっては、低所得者の配慮を今後しっかり行っていただくよう要望し、賛成討論といたします。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 18 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 19 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.59 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 19 号 国民健康保険条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

この条例改正は、従来の基本健診制度を、医療構造改革の一環として進められている生活習慣病予防を中心とした特定健診、特定保健指導に転換をして、実施を国保に移管させるためのものであります。

もともと医療構造改革では、2025 年までに8兆円の医療費を削減することを目的としており、そこで目をつけたのが、医療費の多くを占める糖尿病です。これまでさまざまな病気の早期発見、早期治療という視点で実施されていた住民健診を、メタボリックシンドローム予防の保健指導をするためのランク分けの手段として、糖尿病を予防することで医療費を抑制しようというもので、健診の目的が大きく変わりました。

私も一般質問で、特定健診の内容を従来型に戻し、住民の疾病の早期発見、指導に戻すべきと申し上げてまいりました。

また、特定健診が保険者に移管され、保健指導の改善率の成績いかんで後期高齢者への支援金額が加算されるというペナルティーまであります。

よって、特定健診では住民の健康は守れないと考えますので、反対といたします。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 19 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 20 号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.62 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 20 号 介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

この条例改正は、介護保険料が 18 年度からの税制改正で、収入が増えていないのに新たに非課税から課税者になる高齢者の介護保険料上昇の激変緩和の措置を、1 年間延長するものであります。

例えば、第 2 段階から第 4 段階に引き上がる場合、保険料はもともと 2 万 7,300 円、これが 20 年度は 5 万 8,900 円払わなければなりません。本来は 6 万 8,200 円払うところを、激変緩和をしてやっているのだからよいのではないかと言うかもしれません。しかし、年金収入年額 80 万円以下の高齢者が、5 万 8,900 円も払えない。滞納の大きな原因と言わざるを得ません。

さらに 20 年度も、住民税非課税限度額の全面廃止により、新たに非課税者から課税者になる高齢者も生まれます。

いずれにせよ、もともとの非課税者から保険料を徴収すること自体、高齢者を苦しめることに変わりなく、この問題の根本的解決策につながらないことから、反対をいたします。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、三浦桂司議員。

No.64 ○7番(三浦桂司議員)

議案第 20 号 豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

本議案は、20 年度介護保険料の激変緩和を 18 年、19 年度に引き続き継続するものであります。対象者は 1,500 人弱、影響額は 950 万円弱と想定されております。該当高齢者

にとっては、介護保険料の軽減につながりますので歓迎すべき条例改正と理解しております。

今後とも介護保険の適正な運営を要望して、賛成討論といたします。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 20 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 21 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 21 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 22 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、毛受明宏議員。

No.68 ○1番(毛受明宏議員)

議案第 22 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、新政会を代表し賛成の立場で討論いたします。

当該のゆたか台中地区は、三崎池周辺に隣接し、住環境面では最適な地域であるが、現条例では中高層住宅開発に制限がなく、地域住民、公園利用者にはプライバシーの問題や環境問題が懸念されていたでしょう。

今回の条例の一部改正において開発制限がなされ、各諸問題に当初から対応が行き届き、過ごしやすく住みやすい環境が確保されることと考えられます。

しかし、開発に基づく建築確認は愛知県建設部の所管が行うため、認可確認が十分に目が行き届かないことも考えられ、市の関係当局においては、今後の開発に関して業者への指導徹底をしていただくことを要望し、賛成の討論といたします。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、伊藤 清議員。

No.70 ○12番(伊藤 清議員)

議案第 22 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

本地区計画につきましては、平成 18 年 10 月、当該地区の住民発議により計画がスタートをいたしました。その後、平成 19 年 6 月 6 日付でマンション業者が建築許可を得てマンション建設工事に着手しましたが、地域住民は、自分たちが 30 年来住み、またこれからも住み続ける当該地域の住環境を守りたいという切実な思い、熱意が当局を動かしたものであります。

本条例が施行されますと、現在の居住者の皆さんも、それぞれの居住する土地、家屋に対し一定の制約をかけることになり、財産価値は低下すると思われませんが、そうした私権を制限してでも住環境を守りたい、戸建て住宅が立ち並ぶ現在の良好な住環境を子や孫に、後世に残したいという願いに対し、計画作成に向け都市計画課においてご尽力をただけましたことを、当該地区の皆さんは大変喜んでみえます。

きょう、ここに至るまでの間、私の呼びかけに対し、多くの議員にこのゆたか台中地区に足を運んでいただき、現状を見て、住民の声に耳を傾けていただきました。そうした中で、当該地域における地区計画の正当性を評価いただきましたことを、当該地区に住む議員として感謝を申し上げる次第であります。

当局にありましては、本地区計画がこれまでにない形、既存住宅街で住民発議により動き始めたこと、住民主導、住民参画により作成された経緯をよき先例として、都市マスタープランに沿ったまちづくりを積極的に推進するよう要望を付しておきます。

以上をもちまして、長年本市で住み続け、これからも住み続けたいと願う住民の思いの込めた本案に対する賛成討論といたします。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.72 ○5番(榊原杏子議員)

議案第 22 号について討論をいたします。

ゆたか台中地区の 2.11 ヘクタールに対し、容積率、高さ、境界、塀の 4 項目の制限を課した地区計画を新たに作成するものであり、地区の住民、特に住居専用地域の住民が中心となって、自発的に住環境を守りたいと尽力をされたとのこと。

現存する全 44 戸のうち、23 戸もが建てかえ等の際に制限を受けることとなり、資産価値

等への影響も心配されながらも多くの方が同意に至ったことには、地域の団結力を感じます。

当市においてこれまでつくられてきた地区計画は、開発に伴うものばかりで、どちらかといえば用途制限が主な内容でありました。このように、既存の住宅地を含むコンパクトな地域に対してのものはこれが初めてです。

恐らくは、請願を出されましたマンション建設の件を一つの契機として、地区住民の皆様への盛り上がりがあったと推察をいたしますが、既に着工済みのマンションに対しては、法の不遡及の原則から、高さ制限を適用することができません。もちろん住民の皆様はこのことを既に十分に理解をされていると思います。工事中のマンションについては、建てかえの際にも特別な扱いをされることが附則にも明記をされております。

有名な国立市のマンション訴訟に関しては、市は特定の高層マンションの建築を阻止するねらいを持ちながら高さ制限を設けた地区計画を定め、その条例施行とマンションの着工のどちらが早かったかなどで、長期間、多項目に及ぶ争いになってしまいました。

しかし、当市の本条例改正の場合は、そうしたねらいではなく、工事中のマンションについて効力が及ばないことを今は受け入れた上で、この先の将来を長い目で見た住民の判断がそこにあると理解をしています。かような自治意識の高まりは、歓迎すべきものであり、条例改正に賛成をするものです。

ただ一つ残念に思う点がありました。今回、マンションについては除外をされ、計画どおりなら36戸の販売が予定をされており、近い未来にそこに移り住んでこられる新たな住民の存在が想定をされます。土地の面積割合は少なくとも、戸数でいえば既存44戸に対して36戸ですから、地域住民として大きな割合を占めることとなります。

請願1号の趣旨説明の際、紹介議員からは、「周辺住民は新たなマンション住民との共存共栄を望んでいる」との発言があったと記憶をしています。そういった意味で、少し時間に猶予を設け新たな仲間とともに話し合うことを、市当局から助言なり誘導なりできればよかったですと感じています。

これは、何もマンション住民が反対をするであろうと見越して意地悪く言っているのではありません。マンションの住民にとっても、周辺の住環境というのは大きな環境要因となります。

現在、マンションの地権者は同意をされていないとのことですが、マンションの入居者にとっては、周辺にこれ以上高いものが建たないということは、必ずしも悪い要因ではなく、むしろ売りや自慢になって歓迎されることも十分あり得ます。そして、ともに地区の大事なことを決めるプロセスは双方の垣根をなくし、地域の団結を強めるのにも有効であったかもしれないと考え、大きな機会損失であったのではと惜しまれるのです。

自治意識の高まりとともに、こうして既存の住宅地等に地区計画を設ける動きが活発になってくるかもしれません。そうすると、隣接他地区や地区内の全体、ひいては市全体を見て市が調整を図る必要も出てくるでしょう。広い視野を持って役割を果たせるように努めて

いただくことを望み、賛成の討論といたします。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 22 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 23 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 23 号に係る各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 24 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 24 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 25 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。山盛左千江議員。

No.77 ○6番(山盛左千江議員)

議案第 25 号 下水道会計の補正予算について討論をいたします。

本補正予算には、反対はいたしません、2点指摘をさせていただきます。

まず1点目は、繰上償還の手続について、議会への説明責任や対応が不適切であったことです。

補正予算可決前に償還日が来る5件分の支払いに、予算の先食いがありました。お金

に名前も行き先もついていませんが、予算で認めた以外の使い方をする場合には、議会に諮り議決を得ることは基本中の基本です。違法性はないまでも、繰上償還の財源が下水道会計の繰越金で賄えるからといって、先食いを正当化することは許されません。

他市においては、臨時議会を開いたり、議決を早めたりと工夫をしておりました。

予算の先食いは、環境監視員の報酬、社会福祉協議会の補助金に続き3回目です。今回は、時間的余裕がありながらこうした対応をとられたことは、反省を求めます。

2点目は、賦課漏れ分で徴収できた使用料を予算計上しなかったことです。

年度の最後、この議会に、本来ならば補正予算として賦課漏れ 898 万円のうちの徴収済額を使用料収入として計上するべきではないでしょうか。非公式な全員協議会で徴収額の報告をすればよいというものではありません。2月現在、徴収された金額 328 万円は宙に浮いた状態です。

賦課漏れという重大な事件を起こしながら、後始末が余りに下手というか、説明責任を果たすという能力に欠けるといえるのか、今議会、行政は正しくあれ、正直であれと何度も繰り返してまいりました。こういった指摘をしなくてはならないことを本当に残念に感じております。

少なくとも決算書には、現年度の収入と区別して記載するよう、またこのようなことを二度と起こさないよう厳しく申し添えておきます。

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 25 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 26 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 26 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 27 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 27 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 28 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 28 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 29 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 29 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 30 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 30 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 31 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 31 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程2を終わります。

ここで、10 分間の休憩といたします。

午後2時12分休憩

午後2時22分再開

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

請願第1号を議題といたします。

経済建設常任委員会よりお手元に配付いたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審議結果について委員長より報告を願います。

平野龍司経済建設常任委員長、登壇にてお願いいたします。

No.87 ○経済建設常任委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、経済建設常任委員会に付託されました請願第1号の中高層建築物等建築計画事前協議書の承認審査再調査についての請願の審議内容と結果についてご報告いたします。

去る3月14日開催されました経済建設常任委員会において、付託議案の審議終了後に、同請願の審議をいたしました。

請願者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり、協議会を開催し、請願者の補足説明を受け、質疑を行いました。

協議会を閉じ、委員会を再開しました。

委員の中に紹介議員がみえますので、請願の願意についてさらに補足説明を求めました。

その内容は、事前協議書について当局に再調査を願いたい。近隣状況報告書については、業者の報告と近隣住民の意見が実際は違っている。この報告書については問題があるとの説明がありました。

紹介議員に対する質疑はなく、その後、当局の説明を求めました。

提出されている事前協議書について、地元の人から不実記載の調査が届いており、現在確認しているとのことでした。

その後、質疑に入りました。

日影の影響があれば確認したかの質疑に、事前協議書の趣旨から確認できれば指導することもあり得る。

ごみ置き場の項目、駐車場の項目についての指導は、指導要綱に沿って行いたいと考

えていると答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

住民の意思を尊重し、全体の趣旨から見て趣旨採択とする。

近隣住民との間にトラブルがなく承認されていると、当局に誤認される結果になっている。都市マスタープランに基づいて、立地条件などを盛り込んだ要綱の条例化を要望する。

また今後、マンションに住む住民の交通安全面などで危険が伴うので、当局の指導をお願いしたいと要望して採択に賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、請願第1号は賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審議経過と結果の報告を終わります。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

請願第1号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、月岡修一議員。

No.90 ○21番(月岡修一議員)

中高層建築物等建築計画事前協議書の承認審査再調査についての請願に、賛成の立場で討論を申し上げます。

請願に記載されているマンション建築販売業者の対応に関して、お話を聞かせていただく機会がありました。詳しくお話を聞かせていただく限りにおいては、マンションを建築し、販売することをなりわいとしている業者として、社会的な責任を果たそうとする意識に満たされていないことが、強く感じられました。経営者の方針がそうさせるのか、会社の雰囲気は建築業界における常識に対して希薄過ぎるのではないかと、強く感じております。

今般のマンション建設における請願要旨を見る限りでは、過去のマンション建設ラッシュ時における建築業界の悪しき遺物的な部分を、都合のいいように前面に出して、関係市民と対峙を続ける業者の行為は、まことに拙著な行動であると厳しく指弾せざるを得ません。

建築における技術的な問題や、意匠的な問題に至る以前の最も初歩的な、なおかつ欠かすことのできない重要な要因を軽々しく扱っていることが十分にうかがえ、まことに残念です。

請願要旨に記載されていますように、もしも本当に住民の承認を得ず、関係住民がマンション建設にあたかも理解を示しているような内容の書類を勝手に市に報告しているとしたら、虚偽行為と批判をされても仕方がないし、これが事実であるならば、まさに重大な不実記載と言わざるを得ません。

このような手法は関係住民の不安を募らせ、事実関係の再調査の徹底を求める動きは当然の行動であり、建築側の現在までの理解に苦しむ対応に私は驚きを隠せません。

今の時代に、請願要旨に示されたような不誠実としか受け取れない建築側の行動は、真摯にマンション建築販売に携わるほかの業者にとっては、迷惑千万でしかないということ認識すべきであります。

とにかく、関係する住民の皆さんの気持ちを満たすものは、誠心誠意を持った説明や、協議事項を通じて絶えず真摯な対応を実践することが不可欠なことです。

さらには、さまざまな面で影響を及ぼすと考えられる内容における補償問題等には、快く応じる必要があります。マンションの販売によって多額の利益を計算する以前に、付近住民に対する手厚い補償金額を想定する姿勢を保つことが、マンションを建築販売する業者の社会的な重要な責務の一端であります。

そのような常識のある姿勢で臨むことが、マンション建設完成後にそこに住まわれる人々と町内の皆さんが、親しく交流を持てる基本的な要因であります。

今般、指摘を受けている駐車場の設置のあり方、ごみ置き場の設置の問題、近隣住民に対するプライバシー等の諸問題に対して、行政や町内の意見を尊重した上で対処していくことが肝要ではないかと、強く要望を添えておきます。

想定される限りのさまざまな問題を勘案しながら、マンションを建築し販売していくべきであり、くどいようですが、マンション建築販売業者の行為は、建築に際し地域住民に大変大きな影響を及ぼすことを衷心より認識するべきであります。

その責務を認識できず、自分たちの利益のみを追求していることにきゅうきゅうとしていたとしたら、余りにも情けない。これ以上、私は言葉が出ません。

担当課においては、請願要旨にある内容を厳しく精査し、県の担当課との連絡を密にししながら、関係する住民にとって納得がいくような行政指導をお願いして、討論を終わります。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、伊藤 清議員。

No.92 ○12番(伊藤 清議員)

請願第1号 中高層建築物等建築計画事前協議書の承認審査再調査についての請願に対し採択の立場で討論をいたします。

本市においては、高層マンション等の建設に対し、法的拘束力のない要綱において種々定めております。既に居住する住民にとりましては、法律で認められたマンション建設と自分たちの権利を調整する唯一の手段、よりどころ、それが当該要綱であります。

要綱の第1条では、紛争を事前に防止するため、必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係の保持を図り、もって健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とすると定めております。

すなわち、要綱といえども、必要な事項を定めるとあるわけでありますので、マンション業者にあつては本要綱を尊重して努力をいただく必要があると考えます。

そうした中、請願理由の1にあります業者提出の近隣状況報告書について、不実記載があるとすれば、これは重大な問題であります。

このことについては、当該マンション業者にあつても、住民代表との会合の中で「不実記載があれば問題です」と明言をされ、さらにはその発言を記録した議事録にも署名されております。

現時点で要綱に基づく建築主に対する市長名の承認通知書には、承認に当たって付した条件が何も記載されておられません。しかし、委員会審議の過程で明らかになったように、当局にあつては住民の主張する種々の意見、要望が近隣状況報告書に正確に記載されておれば、相当の条件を付したと明言されております。

請願者の方々から委員会、協議会の際に参考配付された資料が事実であるならば、すなわち不実記載があるならば、当局の判断、豊明市開発行為等研究会での判断をゆがめた可能性を否定できないわけであります。

要綱で定める日影につきましては、その影響を受けるお宅が3軒ありますが、いまだ何らの接点も見出せずにおります。日影について、業者が説明に回った当初、すなわち近隣状況報告書に記載がある平成18年9月29日の時点から一貫して主張されてみえる方がおみえですが、報告書にはそうした記載は一切ないということであります。

そのほかにも、ごみ集積場、駐車場の問題についても、住民側から種々要望が出されておりますけれども、事前協議書にはその記載は一切ないということであります。

当該物件に対し、研究会において承認という判断がなされた時点、平成18年12月の時点で、当局が住民の考えを把握しておれば、建設自体をとめることはできませんが、建設計画は少なからず現在の住環境に配慮された形ができたかもしれません。

ただ、住民の皆さんも私も当局を批判する考えは毛頭ございません。業者から提出された書類が正しいものという大前提で審査が進むわけですので、仕方がないと考えてはおりません。

もう一点、重要な指摘をしておきます。当該要綱では、その第3条において、建築主は関係法令に定められた手続を行う前に事前協議書を提出し、市長の承認を得なければなら

ないと定めております。

当該マンション建設にあつては、平成 19 年 4 月、県に対し開発行為に関する許可申請がされており、その後、平成 19 年 5 月に建築確認申請がされております。業者にあつては住民との話し合いの中で「要綱を遵守する」と明言されております。だからこそ、こうした関係法令手続前に市長の承認を得たわけであります。

つまり、要綱に基づく承認は、すべての関係法令の手続の入口という位置づけを当該業者自身がしているわけであり、今回、この入口で疑義が生じたとすれば、そこを正すのは当然のことであります。

さらに申し上げますと、先ほど可決をされました議案第 22 号 地区計画条例について、16 条縦覧及び 17 条縦覧の際、当該マンション業者が反対意見を述べておりますけれども、反対理由の根拠はただ一つ、事前協議の上、市長の承認を得ているということであります。条例制定に向けての法的手続の中で、業者みずからがこの要綱に基づく承認を盾にし、利用しているわけで、単なる要綱に基づく承認と軽んじることはできません。

以上、不実記載の可能性について、住民から明確に指摘をされた今、議会として本請願を採択し、当局に対し適切な指導を求めた今後において、当局にあつては要綱の趣旨にかんがみ、適切な指導を強く求めます。

なお、今後の調査については、業者さらには住民と連絡を密にとり、時には当局を含めた三者での話し合いを行うなど、双方が納得できるよう当局の努力を求め、採択の討論とさせていただきます。

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、石橋敏明議員。

No.94 ○11番(石橋敏明議員)

請願第 1 号に対して賛成の立場で討論をいたします。

建設会社より提出された報告書等に不実記載及びごみ収集、駐車場問題、その他もろもろの問題が生じ、近隣住民との間に意見の相違が表面化、混乱を招いております。

住民は当初より高層マンション建設には反対するが、法的に認められた以上、建設に絶対反対するものではなく、紳士的に問題の解決を望んでおります。

市当局は、現存住民の住環境や財産、権利を真剣に守らなければなりません。建設会社に対し適正な指導と近隣住民との正常化、健全な関係を構築のため、改善を強く求めていただくとともに、紳士的な良識ある確たる対応を引き出していただくべく、関係する問題の請願にある再調査を強く要望し、賛成討論といたします。

No.95 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.96 ○13番(前山美恵子議員)

請願第1号について採択の立場で討論をいたします。

ゆたか台地域のマンション問題に関して、周辺住民からの請願であります。請願内容にありますように、マンション建築業者の行為が地域住民の期待を裏切っていることについて、きちんと指導すべきと考えます。

確かに、建築物は基準法に合致しているかもしれませんが、全国一律の基準である基準法をクリアしていても、その地域の実情にあわせて地域住民の住環境を守るために、自治体独自でまちづくりと言われる条例や要綱がつくられております。

そのために周辺住民と十分話し合い、理解を得るように定義されているところですが、今回のように周辺住民が請願として出さなければならない問題、ましてや住民が理解を示したかのような書類が提出されたことに、建築業者の不誠実さが見えてまいります。

建築業者はマンションを売却すれば、後は地域に何の関係もなしになりますが、周辺の住民やマンションの住民は住み続けることになるのですから、請願に記載されている内容について、業者みずから改善をしていく必要があるのではと考えます。

この点について、業者に調査を申し入れ、指導されることが求められますので、この請願を採択するものであります。

No.97 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.98 ○5番(榊原杏子議員)

請願第1号について討論をいたします。

マンション周辺の住民の皆様におかれましては突然、住環境の大きな変化に見舞われ、この間、お心を痛めてこられたことと存じます。

長期間にわたり業者と折衝をされ、大変ご苦労をされてきたことでしょう。その成果といていいものかはわかりませんが、自主団結して地区計画の策定にこぎ着けた皆様の活動には、敬意を表したいと思えます。

我々市政改革の会としては請願文書を拝読し、精査、熟慮を重ねた結果、この請願については住民の切実な願いでありますので、採択としたいところではあります。請願文書の中に一部、思いは理解できるものの、表現として議会がこれが丸ごと認めるには問題と思われる部分がありますので、趣旨採択とする立場をとることが妥当との結論に至りました。

請願の中で、結びの部分には、「以上の理由により善良な建設業者とは言えず、関係業者に事実確認を市議会にて正し、良識あるご指導をお願いします。」とあります。ほかに、業者に対し不実記載、不備、不誠実対応など、いささか過激と思われる文言が見え隠

れしています。

当事者の住民の皆様がそうした印象をお持ちになり、それを表現されることは、もちろん自由であります。業者の対応に不足を感じ、お怒りになっていることは、よく伝わってまいります。しかしながら、議会としてこれを丸ごと認めるのには無理があります。

また、請願者の意図としては、市議会で業者を正してほしいということではなく、あくまで当局に求めているということであると、委員会にて紹介議員から述べられました。

内容については意図を酌んで理解をしましたがけれども、文章は後に残りますので、やはり議会が業者に事実確認をして指導するという内容を求められているのであれば、その権限はないので、安易にお受けすることはできません。

言葉じりをとらえて揚げ足を取っているのではありません。議会は言論の府と言われます。であるからこそ、私たち議員はここで発する言葉、文章にする言葉は大変重いものと認識し、些細な言い回しについても大切にしていかなければならないと考えております。

まして昨今、議会での発言内容をめぐって争いになることも多く、ここ最近でも国立のマンション訴訟に関しては、議会での発言が業者の名誉毀損に当たるとして、市に賠償を命じる判決が確定をいたしました。

東村山市においては、議会の決議の内容が特定の民間事業者を偏った視点から攻撃するものであるとして、同じく市に賠償命令が出されています。

特定の業者を名指しし、「善良な業者と言えない」という表現をとった請願をそのまま採択とすることは、内容をそのまま是とすることであり、言論の府である議会として、そして客観的に公平、中立な立場での判断を求められる議会としては、非常に危険なことなのです。

さて、内容についてですが、4点にわたって再調査を求める理由について記載をされています。このうち2番目に書かれておりましたごみ置き場に関しては、環境課に確認をしたところ、請願の提出後である2月の22日に業者が場所を変更したということでした。ここに来て、1つでもご心配が解決したことは、ひとまず喜ばしいことであると感じます。

委員会で焦点となっていた近隣報告書の不実記載とされた件に関しては、これを含め関係書面を公開請求し調べましたが、なるほど、「特にありません」、「見ておきます」、「留守」の文字が並び、具体的な要望事項は余り見当たりません。

実際は業者の訪問時にもっと要望したということであるならば、業者が都合のいいように内容を省いて報告を作成した可能性があります。ただ、そのことが直ちに市当局に住民は理解をしているとの事実誤認をさせ、建築計画承認の可否を誤らせたとは思えませんでした。

委員会の中では、もし仮にということで、住民要望がたくさん記され、争いがあることを見てとれたならば、条件を付して承認したろうということが確認されておりました。承認そのものの判断は変わらず、業者に対し紛争解決という条件を付したかどうかの影響する点という答弁であったと思います。

ところで、関係書面の中には、業者の訪問から数日後に開催をされた第1回近隣説明会の様子や、それをまとめた文書もあり、市として保有をしておりました。近隣説明会では住民の皆様から意見や要望、心配な点についてたくさん質疑がされています。

もし、これらを見ても、なお争いや問題がないものと認識していたとするならば、当局の怠慢ではありますが、この説明会から1カ月ほどたった平成18年の11月には、開発行為等研究会が開催され、その要旨録を見ますと、当局は業者の住民への対応や住民の動向などについて、既にある程度状況を把握して報告をしています。そして、事業者には近隣住民との話し合いの継続を要望するとともに、承認条件として通知すると明記されています。近隣状況報告書そのものの内容が不十分だったとしても、市当局としては住民からの情報、その他により問題が起こっていることは、その時点で認識をされ、条件をつけることができたわけですから、これを理由として再調査を行ったとしても、結果としては同じということになります。

近隣状況報告書そのものの内容が不十分だったとしても、市当局としては住民からの情報、その他により問題が起こっていることは、その時点で認識をされ、条件をつけることができたわけですから、これを理由として再調査を行ったとしても、結果としては同じということになります。

ですので、当局に求めることとしては、この期に及んでは承認に係る調査ではなく、必要な対策をしっかりと業者にとっていただくよう働きかけることになってくると考えます。

よって、この請願の願意を酌み、当局に対し、住民の出された申入書の内容に沿って現在対応しているようですが、十分に意思に沿えるよう努力をすることと、請願理由の4番目でも述べられている駐車場など、交通安全面での皆様のご心配などについて、しっかりと安全対策がとられるように業者に働きかけること。

建設後も状況に応じて、決して法の条件以上のことは関知しないなどとは言わず、積極的に間に入って問題解決に当たること。

そして、今後、他の地区においても紛争時の解決手段として、都市マスタープランにも上げられているように、関係条例等の整備等、必要な措置について早期に取り組みされるように要望し、請願第1号は趣旨採択をすべきとの立場からの討論といたします。

No.99 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第1号に係る委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、請願第1号は採択と決しました。

これにて、日程3を終わります。
日程4、議案上程・提案説明・質疑に入ります。
議案第 32 号を議題といたします。
理事者の説明を求めます。
山本総務部長。

No.101 ○総務部長(山本末富君)

議案第 32 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてご説明を申し上げます。
豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでござい
ます。

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴
い必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

初めに、改正の趣旨をご説明いたします。

今回、改正させていただきますのは、戸籍関係の証明等手数料の部分についてでござ
いますが、根拠となります戸籍法が5月1日改正施行されることとなりましたので、関連す
る条項を改正させていただくものでございます。

また、この部分における改正戸籍法は、第 10 条第1項で従来、何人もとじていました請
求できるものを、本人、配偶者、直系尊属、卑属に限定し、さらに第 10 条の2で弁護士な
ど、第三者請求を規定し、第 126 条で学術関係請求を追加するものでございます。

それでは、条例の改正内容をご説明いたします。

本文3行目、第2条第1項は、手数料の種類と、その根拠となります戸籍法の条項等を
規定したものでございます。

第1号は戸籍謄抄本の請求に係るものであり、その2行下、中ほどの同項第2号は除籍
謄抄本、その3行下、右端の同項第3号は戸籍記載事項証明、その2行下の同項第4号
は除籍記載事項証明、下から3行目、中ほどの同項第5号は戸籍関係受理証明について
でございます。

戸籍法の改正に伴い、これらの証明等の根拠条項を改正するもので、手数料金額の改
正はございません。

なお、この改正案は、この3月 19 日に公布されました地方公共団体の手数料の標準に
関する政令の一部改正で示されたものであることを申し添えます。

以上でご説明を終わります。よろしく願いいたします。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.103 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 32 号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第 32 号については、豊明市議会会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.105 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 32 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 32 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

No.107 ○市長(相羽英勝君)

平成 20 年第 1 回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会には、平成 20 年度当初予算を始め現在まで審議をいただきました 32 の議案を上程させていただきましたところ、全議案とも可決、ご承認をいただきまして、深く感謝とお礼を申し上げます。

また、議案審議の中で多くのご意見や貴重なご提言もいただきました。可能な限り、実現に努めてまいります。

また一方、大変気がかりになっております政府与党の目指しております道路特定財源の暫定税率を盛り込みました特措法の年度内成立が、極めて厳しい状況になっております。

したがいまして、審議の動向が大変注目をされ、市財政への影響も危惧いたしているところでございます。

さて、私にとりましては市長就任以来、初めての当初予算でありましたが、市財政を取り巻く環境は大変厳しく、すべての事業を総点検し、幾多の痛みを伴う緊縮予算となりましたが、幸いなことに議員各位が大局的な視野に立って予算の趣旨を果敢にご理解の上、ご審議を賜りました。まことにありがとうございました。今後は一日も早く健全財政の確立に向け、努めてまいります。

議会を始め市民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

これにて、平成 20 年豊明市議会第 1 回定例会を閉会いたします。

午後2時57分閉会

